

学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育関係）における 専門委員調査報告書

1. 文化施設について

文化施設とは、劇場、音楽堂等を指し、文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、また地域住民の身近な文化芸術活動の場として、国、地方公共団体、民間が設置している施設であり、また、これらの文化施設においては、芸術家や芸術団体等による多様な文化芸術活動も行われている。

文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものである。また、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものである。

文化施設について、国は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興を図るため、文化施設や芸術団体等による文化芸術活動の振興を含めた総合的な施策を実施しているところであり、また、地方公共団体においても、文化振興に係る条例等に基づき、当該地域において必要な文化芸術に係る施策を実施している。（資料１）

2. 社会教育施設について

社会教育施設とは、公民館、図書館、博物館等の教育施設を指し、それぞれ、社会教育法、図書館法、博物館法に基づき、地方公共団体や一般社団法人・一般財団法人等により設置されているものである。

いずれの施設においても、地域の課題解決や、住民の教養の向上等に資する活動を行っている。例えば、公民館ではまちづくりや地域の防災体制の構築等について学び住民が議論し合うことで、より良い地域づくりを行うための講座・集会を開設・実施している。図書館では、医療機関や福祉機関、法テラス等の団体との連携等により図書以外も含めた様々な情報を集約することで、地域や個人が抱える課題解決に資する取組を実施している。博物館では、地域の文化や風土、民俗等に関する資料を収集、保管、展示するとともに、これらの資料に関する調査研究を行い、その結果を住民の利用に還元することで、地域に関する住民の理解を深めるとともに、後世に継承していく

活動を行っている。

以上のように、社会教育施設は、それぞれ重要な役割を担っている。(資料2)

これらの施設は、公立の施設であれば、地方公共団体の予算措置により運営され、一般社団法人等の設置する私立の施設であれば、一般社団法人等による自らの費用負担により運営されている。

3. 原子力発電所事故による被害

上記の各種施設に加え、文化財を公開・活用している施設（文化財そのものを公開・活用の対象としている場合も含む。以下同じ。）においては、音楽・演劇等の公演、イベント、美術展、展覧会、講座、講演会等（以下「公演等」という。）の様々な文化芸術、社会教育活動が行われている。しかし、福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）の発生により、これらの施設が、政府による避難等の対象区域（避難区域、屋内待避区域（4月22日まで）、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域。以下「対象区域」という。）内にあるために使用できなくなったり、対象区域外であっても、放射性物質による影響を受けるのではないかと危惧から、公演予定であったアーティストやオーケストラが来日を中止して公演等が開催できなくなったり、外国の美術館等から借りる予定であった美術品の貸出しが受けられずに美術展が開催できないなど、本来の文化芸術、社会教育活動が妨げられ、大きな被害を被っている。(資料3)

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 調査方法

文化芸術及び社会教育分野における被害に関し、各都道府県及び市町村の文化施設・社会教育施設担当課並びに芸術団体等に対して書面調査及び芸術団体等へのヒアリングを行うとともに、福島県及び福島県内の文化施設・社会教育施設担当者へのヒアリング及び現地視察を実施した。

・書面調査

①実施期間 平成23年6月3日～13日

回答数等 各都道府県の文化施設所管課及び芸術団体等へ依頼
回答数延べ186件

②実施期間 平成23年6月16日～6月22日

回答数等 福島県教育委員会を通じ、被害が発生していると思われる社会教育施設を抽出し依頼

回答数 11 件

・ 現地調査及びヒアリング

実施日 平成 23 年 6 月 22 日

調査施設 福島県文化センター、田村市文化センター、慧日寺資料館

・ 上記調査と併せて、芸術団体等 14 団体からヒアリング

2. 調査結果

(1) 対象区域内に建物、施設、財物等（以下「財物等」という。）を所有する者に生ずる損害

① 財物等の価値の喪失又は減少等

ア 財物等がき損または汚損されており、②のような措置を行っても復旧が不可能で、財物等の価値そのものが喪失したような場合には、財物等の価値（時価）そのものの損害が発生する。

イ 財物等がき損または汚損されており、②のような措置を行うことによって一定程度の復旧が可能であるような場合には、②の措置に要する費用と②の措置を行った後になお残る財物等の価値の減少分（時価の下落分）の合計額となる損害が発生する。（資料 4）

（備考）

平成 16（ワ）3561 号 損害賠償請求事件 について

本裁判例は、珊瑚により作製された美術工芸品を破損したことに対する損害賠償金額について、破損修理費用、輸送関係費用、出張旅費等とその作品の評価損の合計額を損害賠償金額としている。

② 財物等の復旧または価値の減少を防ぐための費用

ア 対象区域内に存在する文化施設、社会教育施設等の管理が不可能となっているため、これらの施設及び施設内に存在する財物等に日常管理ができないことによるき損が発生していることから、適切な方法により修理・復旧を行わなければならない、その費用相当額の損害が発生している。

イ また、本件事故以降、対象区域内にある文化施設・社会教育施設及びこれらの施設内の財物等の一部が、放射性物質に曝露し、その価値を喪失又は減少していると認められる場合、その価値を回復するため、除染をしなければならない、その費用相当額の損害が発生している。

③ 代替不可能な収蔵品・古文書等

対象区域内に所在する社会教育施設のうち、博物館の展示品や収蔵品、図書館にある古文書などの中には、代替不可能な芸術的・文化歴史的価値の高い物が含まれている。これらの物は温度・湿度管理が必要であるが、現在は管理不可能となっているため、カビの発生などき損が発生している。

また、放射性物質に曝露したことにより、除染の必要があるものもある。

これらの収蔵品・古文書等については、一般の建物や施設と同様の方法で修復、除染等を行うことができず、それらの芸術的・文化歴史的価値を損なわないように、適切な方法で修復、除染等の措置を行わなければならない。したがって、その費用は、それぞれの収蔵品、古文書等に適した修復、除染方法に応じて算定されることが望ましい。

※この点については、文化財の修復、除染について後述の【文化財関係】Ⅰ.

1. (2) ②放射線による汚染についてを参照されたい。

④ 営業損害

対象区域内の文化施設、社会教育施設、文化財の公開等を行っている施設は、使用することが不可能となっているため、これらの施設等は、休館し、文化芸術・社会教育活動等も休止状態であることから、施設等所有者には、以下のとおり、施設を使用できないことに伴う損害が発生している。
(資料3に記載する対象区域内の施設)

ア 施設・設備の使用料及び入館料・入場料等の著しい減収

施設の休館に伴い、施設・設備を使用できなくなることから、施設の使用料及び入館料・入場料が皆無となり著しい減収となっている。また、予定されていた公演等の中止により施設の使用料が得られなくなっている。

この場合、当該施設等の使用・貸出しが不能となっている期間については、損害が発生している。(公演等の中止に伴う営業損害については、「Ⅱ.(2) いわゆる風評被害による営業損害」②イ(ア)で後述するところと同じである。)

イ 施設内にある売店等の著しい減収

施設の所有者が売店等を運営している場合は、施設が休館していることにより売上が皆無となり、著しい減収となっている。この場合、当該施設の休館となっている期間については、損害が発生している。また、所有者が第三者に対し売店等の運営を委託している場合、当該施設の休館となっている期間については、損害が発生している。

(2) 施設等の（所有者以外の）関係者等に生ずる損害

対象区域内に建物、施設、財物等を所有しない関係者（所有者以外）に生ずる損害

① 営業損害

対象区域内の文化施設、社会教育施設、文化財の公開等を行っている施設は、使用することが不可能となっているため、これらの施設等は、休館し、文化芸術・社会教育活動等も休止状態であることから、施設等の所有者以外の関係者等にも、以下のとおり施設を使用できないことに伴う損害が発生している。（資料3に記載する対象区域内の施設）

ア 公演等の中止

公演等の主催者には、公演等中止の周知に係る広告費、チケットの払戻し及び払戻しに係る人件費や通信運搬費、交通費や会場使用料のキャンセル代、舞台のセットに必要な大道具・小道具の制作費、出演者等との交渉のための出張費用など、新たな費用が発生している。

また、内定していた各補助金が不支給となるとともに、出演者を斡旋したマネジメント業者にとっては、出演料の減収となっている。

イ 公演等の内容変更・延期

出演者や会場を変更した場合、公演等の主催者には代替出演者や会場の斡旋、出演者及び会場変更の周知に係る広告費など、新たな費用が発生している。

また、公演等の内容変更・延期に伴い、内定していた各種補助金を取り消しや不支給となる場合がある。

なお、具体的に催行が予定されていた公演等の中止・内容変更・延期された場合に、上記のような関係者が被る損害については、「Ⅱ.（2）いわゆる風評被害による営業損害」の②ア、イ（ア）以外）で後述するところと同じである。

ウ 施設内にある売店等の売上の減収

施設の所有者の許可を得て、第三者が売店等の運営を行っている場合、売上が皆無となり、著しい減収となっている。この場合、当該施設の休館となっている期間については、損害が発生している。

② 就労不能

施設等の休館に伴い、公演等が開催できないことにより、舞台関連の委託契約が解除され、関係者が解雇されている。

Ⅱ. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 調査方法

文化芸術及び社会教育分野における被害に関し、各都道府県及び市町村の文化施設・社会教育施設担当課並びに芸術団体等に対して書面調査及び芸術団体等へのヒアリングを行った。

・書面調査

①実施期間 平成 23 年 6 月 3 日～13 日

回答数等 各都道府県の文化施設所管課及び芸術団体等へ依頼
回答数延べ 186 件

②実施期間 平成 23 年 6 月 16 日～6 月 22 日

回答数等 福島県教育委員会を通じ、被害が発生していると思われる
社会教育施設を抽出し依頼
回答数 11 件

・上記調査と併せて、芸術団体等 14 団体からヒアリング

2. 調査結果

(1) 施設建物が地域住民の避難所となったことによる損害

① 施設建物の所有者に生ずる費用

施設建物所有者は、施設建物を避難所として提供することにより、下記のような新たな費用が発生している。

ア 施設の維持・管理費用の増加による費用

・施設が避難所として使用されることにより、多数の避難住民が毎日施設を使用することになるので、水道光熱費、通信費等が通常時に比較して増加しており、新たな費用が発生している。

(例 福島県田村市文化センター 3 月分電話使用料)

平成20年 17,091円、平成21年 17,130円、

平成22年 17,833円、平成23年 30,332円

イ 施設建物の復旧等のための費用

・施設を避難所として使用した場合には、原状回復をするために必要な清掃費用など、新たな費用が発生している。

ウ 営業損害

- ・施設の所有者は、施設が避難所として使用され、施設及び設備の貸出が不可能となっていることから、施設の使用料が得られなくなっている。
- ・具体的に催行が予定されていた公演等が中止、内容の変更及び延期されたことによる損害も発生している。
- ・施設の所有者自身が売店等を運営している場合は、売店等を運営できず、売上が著しく減収している。
- ・施設所有者がこれらの施設を使用できないことによる営業損害については、「Ⅰ. 2 (1) ④営業損害」で述べたところと同じである。

② 施設等の（所有者以外の）関係者に生ずる損害

避難所となっている文化施設、社会教育施設は、使用することが不可能となっているため、これらの施設等は、休館し、文化芸術・社会教育活動等も休止状態であることから、施設等の所有者以外の関係者等にも、以下のとおり施設を使用できないことに伴う損害が発生している。

ア 営業損害

対象区域内の文化施設、社会教育施設は、使用することが不可能となっているため、これらの施設等は、休館し、文化芸術・社会教育活動等も休止状態であることから、施設等の所有者以外の関係者等にも、以下のとおり施設を使用できないことに伴う損害が発生している。

(7) 公演等の中止

公演等の主催者には、公演等中止の周知に係る広告費、チケットの払戻し及び払戻しに係る人件費や通信運搬費、交通費や会場使用料のキャンセル代、舞台のセットに必要な大道具・小道具の制作費、出演者等との交渉のための出張費用など、新たな費用が発生している。

また、内定していた各種補助金を取り消しとなるとともに、出演者を斡旋したマネジメント業者にとっては、出演料の減収となる。

(4) 公演等の内容変更・延期

出演者や会場を変更した場合、公演等の主催者には代替出演者や会場の斡旋、出演者及び会場変更の周知に係る広告費など、新たな費用が発生することが考えられる。

また、公演等の内容変更・延期に伴い、内定していた各種補助金の取

り消しとなる場合があると考えられる。

なお、具体的に催行が予定されていた公演等の中止・内容変更・延期された場合に、上記のような関係者が被る損害については、「Ⅱ．（２）いわゆる風評被害による営業損害」の②ア、イ（ア）以外）で後述するところと同じである。

（ウ）施設内にある売店等の売上の減収

施設の所有者の許可を得て、第三者が売店等の運営を行っている場合、売上が皆無となり、著しい減収となっている。この場合、当該施設の休館となっている期間については、損害が発生している。

イ 就労不能

施設等の休館に伴い、公演等が開催できないことにより、舞台関連の委託契約が解除され、関係者が解雇されている。

（２）いわゆる風評被害による営業損害

① 損害の主な事例

ア 本件事故以降、外国人アーティスト、オーケストラ、オペラ団員等が、放射性物質による影響を懸念して、日本国内で公演している途中で本国に帰国し、又は、公演等のスケジュールが決まっていたのに来日を中止する例が多数あり、そのために公演等の中止、延期、内容変更等（以下「中止等」という。）が行われている。（資料５－１）

・ 本件事故を理由とする来日中止のレター、公演中止案内

例１：フィレンツェ歌劇場の団員（資料５－２）

例２：ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団（資料５－３）

例３：ブカレスト国立歌劇場の団員（資料５－４）

イ また、外国人アーティスト等の来日中止のために、共演する予定であった日本人アーティストが出演等の機会を失っている。

ウ 公演等の中止等に伴い、チケットの払戻し業務や公演中止の告知など、新たな費用が発生している。

エ 外国美術館から出品作品の借用が困難になり、美術展等の開催が中止又は延期を余儀なくされる例も生じている。(資料 6－1)

例 1：「印象派の誕生」展（広島県立美術館）(資料 6－2)

<参考>各国政府機関による自国民への勧告等の主な例（事故発生当初）

国・地域名	内 容
アメリカ	福島第一原発から 80 キロ圏外への退避勧告
イタリア	出国又は東京とその以北からの退避勧告
ドイツ	出国又は東京・横浜からの退避勧告
ロシア	被災地域への訪問は控えるよう注意勧告
フランス	福島原発から 40 キロ以内には渡航しないことを勧告
オーストラリア	福島原発から 80 キロ内に滞在する自国民に退避勧告
韓国	福島原発から 80 キロ内に滞在する自国民に退避勧告
中国	福島などの深刻な被災地への訪問自粛勧告

② 損害の項目

調査によれば、公演等は資料 7 のような手順で準備が進められる。たとえばクラシック音楽の公演においては、その契約関係の概要は資料 8 のようになっており、多数の関係者が存在し、公演等の中止等により多方面の関係者が損害を被ることになる。

公演等が中止等になった場合には、公演等の主催者を中心として、当該公演等の関係者に以下のような損害が発生している。

ア 公演等の主催者の被る損害

(7) 公演等の中止による営業損害

公演等の開催のために要した支出済みの費用(未支出でも支払義務を負っているものを含む。)に加え、公演等の中止がなければ得られたであろう利益分の損害が発生している。

(備考)

「公演等の開催のために要した費用」とは、例えば、

- ・音楽家等との出演交渉の費用（出張旅費、交渉費用等）
- ・コンサートホール使用料
- ・会場の設営費用、舞台の大道具・小道具等の制作費用

- ・ テレビ、新聞等のメディアを利用した広告・宣伝費用
- ・ 広告・宣伝のためのチラシ、ポスター等の制作・配布費用
- ・ チケット発券手数料、チケット販売事務費用
- ・ プログラム作成費用
- ・ 保険料

などが考えられる。

また、「公演等の中止がなければ得られたであろう利益」の算定に当たっては、当該公演等の開催のために当該施設が作成した収支予算書や、できる限り過去の同規模かつ類似の内容の公演等の実績等に基づいて算定するのが望ましい。(資料 9)

(イ) 公演等の延期による営業損害

公演等の延期がなければ得られたであろう利益から、延期後に実際に得た利益を控除した額の損害が発生している。

上記の損害額の算定に当たっては、当該公演等の開催のために当該施設が作成した収支予算書や、できる限り過去の同規模かつ類似の内容の公演等の実績等と実際の収支計算書を比較して算定するのが望ましい。(資料 10)

(ロ) 公演等の内容変更による営業損害

公演等の内容変更がなければ得られたであろう利益から、内容変更後に実際に得た利益を控除した額の損害が発生している。

上記の損害額の算定に当たっては、当該公演等の開催のために当該施設が作成した収支予算書や、できる限り過去の同規模かつ類似の内容の公演等の実績等と実際の収支計算書を比較して算定するのが望ましい。(資料 11)

(ハ) チケットの払戻し業務等の本来必要でなかった業務に係る損害

公演等の主催者は、公演等が中止等になると、チケットの払戻し業務等、本来必要でなかった業務を行い、その費用を負担しているので、その費用分の損害が発生している。(資料 12)

(備考)

「本来必要でなかった業務に係る費用」とは、例えば、

- ・ 公演等の中止等をチケット購入者に知らせるための広報費用(新聞・テ

レビ等による周知のための広告費用、電話・葉書等の通信費用)

- ・チケットの払戻し費用
- ・チケット代払戻し手数料(一般的に払戻しについても手数料がかかる)
- ・会場、航空券等のキャンセル料
- ・通常業務の範囲を越えた業務を行うための人件費(時間外勤務、休日勤務の賃金等)

などが考えられる。

(オ) 結論として、以下の各場合には、上記(ア)、(イ)、(ウ)の各損害額に(エ)の金額を合計した金額が損害額となると考えられる。

- 公演等の中止の場合 (ア) + (エ)
- 公演等延期の場合 (イ) + (エ)
- 公演等の内容変更の場合 (ウ) + (エ)

イ 主催者以外の関係者が被る損害

(ア) 施設所有者に生ずる損害

公演等の主催者に対する施設の使用料が得られないことによる営業損害

(イ) 公演等のマネジメント業者に生ずる損害

公演等の中止により、出演料を得られなくなる営業損害

(ウ) 当該施設の就労者又は当該公演等において就労することとなっていた者に生ずる損害

公演等の当日の会場設営、交通整理等の従事予定者などが、就労の機会を失ったことにより、賃金等を得られなくなる損害

(エ) チケット販売業者に生ずる損害

チケット販売手数料を得られなくなることによる営業損害

③ 風評被害による売上の減少

博物館・美術館等の社会教育施設、文化施設、文化財等は、地域の重要な観光資源になっている。しかし、本件事故が発生した後、風評被害による観光客の減少に伴い、文化施設、社会教育施設等の来館者が減少している。このように、観光業における風評被害においても、これらの施設等を考慮に入れる必要があると考える。

Ⅲ. 専門委員

武井 勲
小澤 徹夫

一般社団法人 実践リスク・マネジメント研究会理事長
東京富士法律事務所 弁護士

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実現するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の提供）

第二十七条 国は、国民に必要な身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各区地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法 による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

福島県内の主な社会教育施設及び文化施設

	公民館	図書館	博物館・美術館	青少年教育施設	文化施設	合計
警戒区域	10	6	6	4	2	28
計画的避難区域	8	1	1	0	0	10
緊急時避難準備区域	3	1	0	2	1	7
小計	21	8	7	6	3	45
上記以外	302	44	109	45	33	533
合計	323	52	116	51	36	578

※福島県教育委員会より提出されたデータにより集計

※「ピンクのセル」が警戒区域、「水色のセル」が計画的避難区域、「黄色のセル」が緊急時避難準備区域

No.	区分	名称	住所
1	公民館	福島市中央学習センター	福島市松木町1-7
2		福島市三河台学習センター	福島市野田町7-1-42
3		福島市渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190
4		福島市杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋53-2
5		福島市蓬萊学習センター	福島市蓬萊町4-1-2
6		福島市蓬萊学習センター分館	福島市蓬萊町4-1-1
7		福島市清水学習センター	福島市御山字松川5-1
8		福島市清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水8-1
9		福島市もちずり学習センター	福島市岡部字高畑46
10		福島市北信学習センター	福島市鎌田字中江1
11		福島市吉井田学習センター	福島市仁井田字西下川原1-1
12		福島市西学習センター	福島市上名倉字妻下4-2
13		福島市信陵学習センター	福島市笹谷字才ノ神1
14		福島市飯坂学習センター	福島市飯坂町字銀杏6-11
15		福島市松川学習センター	福島市松川町字桑原8
16		福島市信夫学習センター	福島市大森字馬場1
17		福島市吾妻学習センター	福島市笹木野字折杉41-1
18		福島市吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場35-1
19		福島市飯野学習センター	福島市飯野町字境川19-2
20		福島市飯野学習センター青木分館	福島市飯野町青木字向広表50
21		福島市飯野学習センター大久保分館	福島市飯野町大久保字岩見内17
22		福島市飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字小戸明利30-1
23		川俣町中央公民館	川俣町字樋ノ口11
24		川俣町鶴沢公民館	川俣町鶴沢字学校前3-1
25		川俣町福沢公民館	川俣町西福沢字松川木2-1
26		川俣町小神公民館	川俣町小神字曾利田3-1
27		川俣町福田公民館	川俣町羽田姥ヶ作6
28		川俣町小島公民館	川俣町小島字町畑8-1
29		川俣町飯坂公民館	川俣町飯坂字古堂道内4-1
30		川俣町大綱木公民館	川俣町大綱木字壱貫田1-6
31		川俣町小綱木公民館	川俣町小綱木字脇11
32		川俣町山木屋公民館	川俣町山木屋字小塚5-8
33		伊達市伊達学習交流館	伊達市北後22-1
34		伊達市伊達東公民館	伊達市伏黒字一本石41-2
35		伊達市伊達公民館	伊達市本町39
36		伊達市梁川中央公民館	伊達市梁川町字南本町35
37		伊達市栗野公民館	伊達市梁川町二野袋字昭和3-2
38		伊達市堰本公民館	伊達市梁川町新田字寺山4-5
39		伊達市白根公民館	伊達市梁川町白根字北向15
40		伊達市山舟生公民館	伊達市梁川町山舟生字坊前18
41		伊達市富野公民館	伊達市梁川町舟生字堂前55
42		伊達市五十沢公民館	伊達市梁川町五十沢字宮下4-1
43		伊達市東大枝公民館	伊達市梁川町東大枝字南町1-1
44		伊達市保原中央公民館	伊達市保原町字宮下111-4
45		伊達市上保原公民館	伊達市保原町上保原字上ノ原24-1
46		伊達市富成公民館	伊達市保原町富沢字羽山8
47		伊達市柱沢公民館	伊達市保原町所沢字東畑100
48		伊達市大田公民館	伊達市保原町大泉字前原内106-1
49		伊達市靈山中央公民館(掛田公民館)	伊達市靈山町掛田字西裏17
50		伊達市靈山公民館	伊達市靈山町大石字西館17
51		伊達市石戸公民館	伊達市靈山町石田字宮下12-8
52		伊達市小国公民館	伊達市靈山町上小国字腰巻7
53		伊達市月館中央公民館	伊達市月館町月館字ウルシ坊19-2
54		伊達市下手渡公民館	伊達市月館町下手渡字町37
55		伊達市御代田公民館	伊達市月館町御代田字古跡54
56		伊達市布川公民館	伊達市月館町布川字宮ノ前3-4
57		桑折町中央公民館	桑折町上郡字弁慶20
58		桑折町桑折公民館	桑折町字桑島三103
59		桑折町睦合公民館	桑折町成田字坊ノ内19-1
60		桑折町半田公民館	桑折町南半田字八反田10-1
61		桑折町伊達崎公民館	桑折町下郡字堂ノ前11-1
62		二本松市中央公民館	二本松市榎土1-92
63		二本松市岳下公民館	二本松市三保内72-1
64		二本松市塩沢公民館	二本松市塩沢町1-283-1
65		二本松市大平公民館	二本松市太子堂282
66		二本松市二本松公民館	二本松市亀谷1-5-1
67		二本松市杉田公民館	二本松市西町223-1
68		二本松市石井公民館	二本松市平石町365-1
69		二本松市安達公民館	二本松市油井字瀧石3-1
70		二本松市洪川公民館	二本松市洪川字上弘川96-1
71		二本松市上川崎公民館	二本松市上川崎字宮ノ脇7-3

72	二本松市下川崎公民館	二本松市下川崎字大中地66
73	二本松市米沢会館	二本松市米沢字松ノ木内41
74	二本松市岩代公民館	二本松市小浜字芳池1
75	二本松市新殿公民館	二本松市西新殿字西1
76	二本松市旭公民館	二本松市百目木字向町125
77	二本松市長折会館	二本松市下長折字藤61-1
78	二本松市東和公民館	二本松市針道字上台132
79	二本松市木幡公民館	二本松市木幡字吠内65
80	二本松市太田公民館	二本松市太田字塚田47-1
81	二本松市戸沢公民館	二本松市戸沢字下田100
82	大玉村大玉公民館	大玉村玉井字西庵183
83	大玉村大山公民館	大玉村大山字大江田中37-1
84	本宮市中央公民館	本宮市本宮字矢来39-1
85	サンライズもとみや	本宮市本宮字矢来39-4
86	本宮市白沢公民館	本宮市白岩字堤崎500
87	本宮市青田地区公民館	本宮市青田字行人段14-1
88	本宮市荒井地区公民館	本宮市荒井字茶園5
89	本宮市仁井田地区公民館	本宮市仁井田字寺下15
90	本宮市高木地区公民館	本宮市高木字大学61
91	本宮市岩根地区公民館	本宮市岩根字上土淵6
92	国見町公民館	国見町藤田字観月台15
93	郡山市立喜久田公民館	郡山市喜久田町堀之内字下河原1
94	郡山市立日和田公民館	郡山市日和田町字小堰23-4
95	郡山市立富久山公民館	郡山市富久山町福原字泉崎181-1
96	郡山市立公德地域公民館	郡山市富久山町久保田字枳形43
97	郡山市立湖南公民館	郡山市湖南町福良字家老9390-4
98	郡山市立熱海公民館	郡山市熱海町熱海1-1
99	郡山市立田村公民館	郡山市田村町岩作字穂多礼40-3
100	郡山市立高瀬地域公民館	郡山市田村町上行合字宮耕地93-1
101	郡山市立二瀬地域公民館	郡山市田村町栃本字市穀4-2
102	郡山市立西田公民館	郡山市西田町三町目字桜内259
103	郡山市立中田公民館	郡山市中田町下枝字大平358
104	郡山市立中央公民館	郡山市麓山1-8-4
105	郡山市立清水台地域公民館	郡山市清水台1-6-1
106	郡山市立小原田地域公民館	郡山市小原田4-3-4
107	郡山市立芳賀地域公民館	郡山市芳賀2-6-1
108	郡山市立開成地域公民館	郡山市開成3-14-10
109	郡山市立名倉地域公民館	郡山市名倉248-3
110	郡山市立桑野地域公民館	郡山市亀田1-28-4
111	郡山市立久留米地域公民館	郡山市久留米3-46
112	郡山市立桃見台地域公民館	郡山市桃見台12-3
113	郡山市立大島地域公民館	郡山市桑野5-5-1
114	郡山市立薫地域公民館	郡山市鶴見垣2-10-27
115	郡山市立赤木地域公民館	郡山市赤木町7-19
116	郡山市立東部地域公民館	郡山市阿久津町字久保24-1
117	郡山市立橘地域公民館	郡山市本町1-20-18
118	郡山市立緑ヶ丘地域公民館	郡山市緑ヶ丘東3-1-21
119	郡山市立富田公民館	郡山市町東3-84
120	郡山市立富田東地域公民館	郡山市富田町字天神林40-1
121	郡山市立富田西地域公民館	郡山市富田町字大十内85-22
122	郡山市立大槻公民館	郡山市大槻町字中前田56-1
123	郡山市立大成地域公民館	郡山市鳴神2-55
124	郡山市立小山田地域公民館	郡山市大槻町字六角50-1
125	郡山市立大槻東地域公民館	郡山市大槻町字西荒久20
126	郡山市立安積公民館	郡山市安積町荒井字南赤坂265
127	郡山市立柴宮地域公民館	郡山市安積町荒井字前田24-1
128	郡山市立安積南地域公民館	郡山市安積町笹川字吉田40-81
129	郡山市立永盛地域公民館	郡山市安積町日出山字旧屋敷44-1
130	郡山市立三穂田公民館	郡山市三穂田町八幡字東屋敷6
131	郡山市立逢瀬公民館	郡山市逢瀬町多田野字南原3
132	郡山市立片平公民館	郡山市片平町字町南7-2
133	須賀川市東公民館	須賀川市和田字柏崎44
134	須賀川市長沼公民館	須賀川市長沼字鹿ノ入2-4
135	須賀川市中央公民館	須賀川市八幡町134
136	須賀川市大東公民館	須賀川市小作田字湯名塚8-1
137	須賀川市西袋公民館	須賀川市西の内町125
138	須賀川市稲田公民館	須賀川市岩瀬字笹池72
139	須賀川市岩瀬公民館	須賀川市柱田字中地前22
140	須賀川市小塩江公民館	須賀川市塩田字中丸木85
141	須賀川市仁井田公民館	須賀川市仁井田字猿池11
142	鏡石町公民館	鏡石町旭町159
143	天栄村湯本公民館	天栄村田良尾字五輪林山43
144	石川町公民館	石川町字高田200-2
145	玉川村公民館	玉川村小高字大谷地71

146	玉川村須釜公民館	玉川村南須釜字奥平108
147	平田村中央公民館	平田村永田字切田158-5
148	浅川町中央公民館	浅川町浅川字瀬戸谷地143-5
149	古殿町公民館	古殿町松川字横川235
150	田村市滝根公民館	田村市滝根町神俣字町48-1
151	田村市大越公民館	田村市大越町上大越字元池87-5
152	田村市都路公民館	田村市都路町古道字遠下前87
153	田村市常葉公民館	田村市常葉町常葉字町裏1
154	田村市船引公民館	田村市船引町船引字南元町28
155	田村市船引文殊地区公民館	田村市文殊字馬場平90
156	田村市船引美山地区公民館	田村市船引町北鹿又字下旦ノ平107-1
157	田村市船引瀬川地区公民館	田村市船引町新館字下459-1
158	田村市船引移地公民館	田村市船引町上移字町147
159	田村市船引七郷地区公民館	田村市船引町門沢字新館117
160	田村市船引芦沢地区公民館	田村市船引町芦沢字霜田46-1
161	田村市船引要田地区公民館	田村市船引町笹山字立石604-1
162	三春交流館「まほら」	三春町字大町191
163	三春町中妻地区交流館	三春町鷹巣字大日向13
164	三春町御木沢地区交流館	三春町平沢字東333-2
165	三春町中郷地区交流館	三春町柴原字神久保235
166	三春町石沢会館	三春町美沢字檜梨215-5
167	三春町岩江センター	三春町下舞木字大谷ツ24
168	三春町要田交流館大平荘	三春町熊耳字大平1
169	小野町公民館	小野町小野新町字中通2
170	白河市中央公民館	白河市天神町2
171	白河市表郷公民館	白河市表郷番沢字桜下23
172	白河市大信公民館	白河市大信贈見字北田58
173	白河市東公民館	白河市東釜小字殿田表35
174	西郷村中央公民館	西郷村熊倉字折口原40
175	中島村生涯学習センター輝ら里	中島村二ツ山28-10
176	矢吹町中央公民館	矢吹町曙町17
177	矢吹町東公民館	矢吹町曙町17
178	矢吹町西公民館	矢吹町曙町17
179	矢吹町中畑公民館	矢吹町中畑127-1
180	矢吹町三神公民館	矢吹町神田西130-3
181	泉崎村中央公民館	泉崎村北平山字高柳88-1
182	棚倉町中央公民館	棚倉町棚倉字城跡26-2
183	塙町公民館	塙町塙字桜木町80
184	塙町高城地区公民館	塙町植田字坂ノ下55-1
185	塙町笹原地区公民館	塙町川上字堀ノ内217
186	塙町常豊地区公民館	塙町常世北野字八幡298
187	矢祭町中央公民館	矢祭町東館字石田25
188	鮫川村公民館	鮫川村赤坂中野字巡ヶ作128
189	会津若松市中央公民館	会津若松市追手町2-41
190	会津若松市中央公民館神指分館	会津若松市神指町高瀬字大道東1782
191	会津若松市北公民館	会津若松市高野町上高野字村前28
192	会津若松市南公民館	会津若松市門田町中野字大道西13
193	会津若松市大戸公民館	会津若松市大戸町上三寄香塩479
194	会津若松市一箕公民館	会津若松市北滝沢2-5-6
195	会津若松市東公民館	会津若松市慶山1-1-53
196	会津若松市湊公民館	会津若松市港町共和字西田面45
197	会津若松市北会津公民館	会津若松市北会津町荒井字宮西1-1
198	会津若松市河東公民館	会津若松市河東町郡山字中子山32
199	磐梯町中央公民館	磐梯町磐梯字仁渡1018
200	喜多方市中央公民館	喜多方市押切2-1
201	喜多方市松山公民館	喜多方市松山町村松字桜清水1974
202	喜多方市上三宮公民館	喜多方市上三宮町上三宮字下松原2556-1
203	喜多方市岩月公民館	喜多方市岩月町喜多方字林崎604-4
204	喜多方市関柴公民館	喜多方市関柴町平林字政所1604-2
205	喜多方市熊倉公民館	喜多方市熊倉町字壇ノ前1511
206	喜多方市慶徳公民館	喜多方市慶徳町豊岡字本町2790-2
207	喜多方市豊岡公民館	喜多方市豊川町一井字間々ノ上676-5
208	喜多方市熱塩加納公民館	喜多方市熱塩加納町相田字大森5000
209	喜多方市塩川公民館	喜多方市塩川町字東岡320-1
210	喜多方市堂島地区公民館	喜多方市塩川町四奈川字前田丙574
211	喜多方市姥堂地区公民館	喜多方市塩川町新江木字橋本前田6-1
212	喜多方市駒形地区公民館	喜多方市塩川町中屋沢字竹の花1372-1
213	喜多方市山都公民館	喜多方市山都町字葎田960
214	喜多方市高郷公民館	喜多方市高郷町上郷字天神後戊417
215	北塩原村公民館	北塩原村北山字村ノ内4147
216	西会津町公民館新郷分館	西会津町新郷笹川字笹川平589
217	西会津町公民館奥川分館	西会津町奥川飯里字壇の前1563
218	西会津町公民館群岡分館	西会津町上野尻字西林崎3136-5
219	西会津町公民館尾野本分館	西会津町尾野本字樋ノ口原1459-1

220	西会津町公民館	西会津町野沢字原町乙2234-1
221	会津坂下町中央公民館	会津坂下町字五反田1310-3
222	会津坂下町坂下公民館	会津坂下町字五反田1310-3
223	会津坂下町若宮公民館	会津坂下町牛川字寿ノ宮1890
224	会津坂下町金上公民館	会津坂下町福原字家東59
225	会津坂下町広瀬公民館	会津坂下町青木字八峠234-1
226	会津坂下町川西公民館	会津坂下町大上字柳の下甲312
227	会津坂下町八幡公民館	会津坂下町塔寺字松原2845-2
228	会津坂下町高寺公民館	会津坂下町片門字宮ノ下1900
229	湯川村公民館	湯川村清水田字長瀬17
230	柳津町中央公民館	柳津町柳津字下平乙242-2
231	柳津町西山公民館	柳津町砂子原字居平263
232	会津美里町公民館	会津美里町字高田甲2905-1
233	会津美里町高田地区公民館	会津美里町字高田甲2905-1
234	会津美里町永井野地区公民館	会津美里町永井野字宮前1706-5
235	会津美里町旭地区公民館	会津美里町旭字若宮乙755-2
236	会津美里町藤川地区公民館	会津美里町藤川字富岡192
237	会津美里町赤沢地区公民館	会津美里町八木沢字伴右工門前3396
238	会津美里町尾岐地区公民館	会津美里町吉田字村中甲150
239	会津美里町東尾岐地区公民館	会津美里町東尾岐字田中5416
240	会津美里町本郷公民館	会津美里町字山道上67-1
241	会津美里町新鶴公民館	会津美里町字広町730
242	三島町公民館	三島町宮下字350
243	金山町中央公民館	金山町川口字谷地393
244	金山町川口公民館	金山町川口字谷地393
245	金山町本名公民館	金山町本名字清水807
246	金山町沼沢公民館	金山町水沼字後山842
247	金山町横田公民館	金山町横田字居平601-1
248	昭和村公民館	昭和村下中津川字住吉415
249	南会津町中央公民館	南会津町田島字宮本東22
250	南会津町松沢公民館	南会津町福米沢字宮ノ前1381
251	南会津町大川公民館	南会津町小立岩字居平199
252	南会津町界公民館	南会津町界字日向225
253	下郷町公民館	下郷町塩生字前原502-1
254	檜枝岐村東雲館	檜枝岐村字下ノ原887-2
255	只見町只見地区センター	只見町只見字宮前1390
256	只見町朝日地区センター	只見町黒谷字館568
257	只見町明和地区センター	只見町小林字上照岡1300
258	新地町新地公民館	新地町谷地小屋字樋掛田40-1
259	新地町駒ヶ嶺公民館	新地町駒ヶ嶺字新町11
260	相馬市磯部公民館	相馬市磯部字狐穴12-2
261	相馬市日立木公民館	相馬市日立石字高根沢31
262	相馬市玉野公民館	相馬市玉野字町56-1
263	相馬市山上公民館	相馬市山上字上ノ台1-1
264	相馬市八幡公民館	相馬市坪田字北田68
265	相馬市飯豊公民館	相馬市程田字明神前142-4
266	相馬市大野公民館	相馬市石上字みさご沢326-1
267	相馬市東部公民館	相馬市原釜字北高野56
268	相馬市中央公民館	相馬市中村字北町55-1
269	南相馬市小高生涯学習センター	南相馬市小高区本町2-89-1
270	南相馬市鹿島生涯学習センター	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1
271	南相馬市原町生涯学習センター	南相馬市原町区三島町2-45
272	南相馬市高平生涯学習センター	南相馬市原町区下高平字寺前155-1
273	南相馬市太田生涯学習センター	南相馬市原町区益田字塩釜26
274	南相馬市大甕生涯学習センター	南相馬市原町区大甕字十日迫26
275	南相馬市石神生涯学習センター	南相馬市原町区石神字坂下29
276	南相馬市ひがし生涯学習センター	南相馬市原町区高見町2-30-1
277	南相馬市ひばり生涯学習センター	南相馬市原町区本陣前3-60-2
278	飯館村公民館	飯館村草野字大師堂17
279	浪江町中央公民館	浪江町権現堂字矢沢町6-1
280	浪江町津島公民館	浪江町下津島字松木山22-1
281	葛尾村公民館	葛尾村落合字落合16
282	双葉町公民館	双葉町長塚字町東154
283	大熊町公民館	大熊町下野上字大野600
284	富岡町文化交流センター	富岡町本岡字王塚622-1
285	川内村公民館	川内村上川内字小山平15
286	檜葉町公民館	檜葉町北田字鐘突堂5-5
287	広野町公民館	広野町中央台1-1
288	いわき市立小名浜公民館	いわき市小名浜愛宕上7-2
289	いわき市立江名公民館	いわき市江名字南町17
290	いわき市立泉公民館	いわき市泉町4-13-11
291	いわき市立渡辺公民館	いわき市渡辺町田部字深町39-1
292	いわき市立鹿島公民館	いわき市鹿島町走熊字鬼越83-1
293	いわき市立植田公民館	いわき市植田町南町1-2-2

294		いわき市立錦公民館	いわき市錦町中迎1-12-2
295		いわき市立中央公民館	いわき市平堂根町1-4
296		いわき市立豊間公民館	いわき市平豊間字洞120
297		いわき市立高久公民館	いわき市下高久字水門100
298		いわき市立夏井公民館	いわき市平荒田目字高原16
299		いわき市立草野公民館	いわき市平泉崎字向原28
300		いわき市立赤井公民館	いわき市平赤井字田町24-5
301		いわき市立飯野公民館	いわき市平下荒川字中剱47-1
302		いわき市立中央台公民館	いわき市中央台飯野4-5-1
303		いわき市立平窪公民館	いわき市平中平窪細田町1-1
304		いわき市立神谷公民館	いわき市平中神谷字籠田78-1
305		いわき市立勿来公民館	いわき市勿来町窪田小島11-1
306		いわき市立山田公民館	いわき市山田町林崎前30
307		いわき市立川部公民館	いわき市川部町川原80
308		いわき市立常磐公民館	いわき市常磐関船町作田1
309		いわき市立磐崎公民館	いわき市常磐西郷町大夫32-1
310		いわき市立藤原公民館	いわき市常磐藤原町大畑81
311		いわき市立内郷公民館	いわき市内郷綴町榎下40-1
312		いわき市立四倉公民館	いわき市四倉町字東1-50
313		いわき市立大浦公民館	いわき市四倉町狐塚字小橋89
314		いわき市立大野公民館	いわき市四倉町山田小湊字方礼31
315		いわき市立上遠野公民館	いわき市遠野町上遠野字堀切1-1
316		いわき市立入遠野公民館	いわき市遠野町入遠野字前田38-1
317		いわき市立小川公民館	いわき市小川町上小川字下戸門44-2
318		いわき市立好間公民館	いわき市好間町中好間字中川原29-1
319		いわき市立三和公民館	いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1
320		いわき市立田人公民館	いわき市田人町旅人字下平石191
321		いわき市立川前公民館	いわき市川前町川前字櫛立79
322		いわき市立久之浜公民館	いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔3
323		いわき市立大久公民館	いわき市大久町大久字日渡77-1
324	図書館	福島県立図書館	福島市森合字西養山1
325		福島市立図書館	福島市松木町1-1
326		福島市西口ライブラリー	福島市三河南町1-20
327		福島市子どもライブラリー	福島市早稲町1-1
328		伊達市立図書館	伊達市箱崎字川端7
329		二本松市立二本松図書館	二本松市本町1丁目102番地
330		二本松市立岩代図書館	二本松市小浜字藤町242番地
331		しらさわ夢図書館	本宮市白岩字堤崎500
332		郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目5-25
333		郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1-5
334		郡山市安積図書館	郡山市安積一丁目38
335		郡山市富久山図書館	郡山市富久山町福原字泉崎181-1
336		須賀川市図書館	須賀川市八幡町134
337		須賀川市長沼図書館	須賀川市長沼字金町85
338		須賀川市岩瀬図書館	須賀川市柱田字中地前22番地
339		鏡石町図書館	岩瀬郡鏡石町旭町440-6
340		古殿町図書館	石川郡古殿町大字松川字横川235
341		三春町民図書館	田村郡三春町字大町12番地の1
342		小野町ふるさと文化の館・図書館	田村郡小野町大字小野新町字中通2
343		田村市図書館	田村市船引町船引字扇田19
344		田村市図書館滝根分館	田村市滝根町神俣字町48-1
345		田村市図書館大越分館	田村市大越町上大越字元池87-5
346		田村市図書館常葉分館	田村市常葉町常葉字町裏1番地
347		田村市図書館都路分館	田村市都路町古道字遠下前87
348		白河市立図書館	白河市手代町22番地1
349		白河市立図書館表郷分館	白河市表郷金山字長者久保2
350		白河市東図書館	白河市東釜子字狐内47番地
351		中山義秀記念文学館	白河市大信町屋字沢田25
352		矢吹町図書館	西白河郡矢吹町小松481
353		棚倉町立図書館	東白川郡棚倉町大字棚倉字城跡26-2
354		塙町立図書館	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6
355		矢祭もったいない図書館	東白川郡矢祭町大字東館字石田25
356		鮫川村図書館	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-2
357		会津若松市立会津図書館	会津若松市城東町2番3号
358		喜多方市立図書館	喜多方市字柳原7503番地の1
359		南会津町図書館	南会津町田島町田島字宮本東22番地
360		相馬市図書館	相馬市中村字塚ノ町65-16
361		新地町図書館	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1
362		南相馬市立中央図書館	南相馬市原町区三島町二丁目7番地1
363		南相馬市立鹿島図書館	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1
364		南相馬市立小高図書館	南相馬市小高区本町二丁目89-1
365		浪江町図書館	双葉郡浪江町権現堂字矢沢町6
366		双葉町図書館	双葉郡双葉町大字長塚字鬼木1
367		大熊町図書館	双葉郡大熊町大字下野上字大野669-3

368		富岡町図書館	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1
369		いわき市立いわき総合図書館	いわき市平字田町120
370		いわき市立内郷図書館	いわき市内郷綴町榎下40-1
371		いわき市立小名浜図書館	いわき市小名浜愛宕上7-2
372		いわき市立常磐図書館	いわき市常磐関船町作田1
373		いわき市立勿来図書館	いわき市植田町南町1丁目2-2
374		いわき市立四倉図書館	いわき市四倉町字東一丁目50
375		クローバー子供図書館	郡山市開成6-346-1
376	美術館・博物館	福島県立美術館	
377		福島県立博物館	
378		須賀川市立博物館	
379		いわき市立美術館	
380		郡山市立美術館	
381		南相馬市博物館	
382		野口英世記念館	
383		会津民俗館	
384		白虎隊記念館	
385		奥会津博物館	
386		諸橋近代美術館	
387		藤田記念博物館	
388		やないづ町立齋藤清美術館	
389		財団法人白龍会龍が城美術館	
390		会津武家屋敷	
391		財団法人安積歴史博物館	
392		磐梯山噴火記念館	
393		會津藩校日新館	
394		ふくしま海洋科学館	いわき市小名浜字辰巳町50
395		福島県文化財センター白河館	白河市白坂一里段86
396		福島県歴史資料館	福島市春日町5-54
397		ふれあい歴史館（福島市資料展示室）	福島市上町5-1
398		福島市民家園	福島市上名倉字大石前地内
399		福島市古閑裕而記念館	福島市入江町1-1
400		福島市写真美術館	福島市森合町11-36
401		UFOふれあい館	福島市飯野町大字青木字小手神森1-299
402		民俗資料展示室	福島市飯野町明治字北小戸明利60
403		川俣町織物展示館	伊達郡川俣町鶴沢字東13-1
404		伊達市梁川美術館	伊達市梁川町字中町10
405		伊達市保原歴史文化資料館	伊達市保原町大泉字宮脇265
406		霊山子どもの村遊びと学びのミュージアム	伊達市霊山町石田字宝司沢9-1
407		二本松市歴史資料館	二本松市本町1-102
408		二本松市智恵子記念館	二本松市油井字漆原町36
409		二本松市大山忠作美術館	二本松市本町2-3-1
410		あだたらふるさとホール	安達郡大玉村玉井字西庵183
411		歴史民俗資料館	本宮市字南町裡130
412		本宮市白沢ふれあい文化ホール	本宮市白岩字堤崎494-44
413		郡山市開成館	郡山市開成3-3-7
414		郡山市歴史資料館	郡山市麓山1-8-3
415		郡山市こおりやま文学の森資料館	郡山市豊田町3-5
416		郡山市ふれあい科学館	郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ 20F～24F
417		須賀川市歴史民俗資料館	須賀川市長沼字門口186
418		天栄村ふるさと文化伝承館	岩瀬郡天栄村大字大里字八石1-2
419		石川町歴史民俗資料館	石川郡石川町字高田200-2
420		浅川町歴史民俗資料館	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地144-6
421		吉田富三記念館	石川郡浅川町大字袖山字森下287
422		三春町歴史民俗資料館	田村郡三春町字桜谷5
423		三春郷土人形館	田村郡三春町字大町30
424		小野町ふるさと文化の館・郷土資料館	田村郡小野町大字小野新町字中通2
425		田村市歴史民俗資料館	田村市船引町船引字四城内前196
426		白河市歴史民俗資料館	白河市中田7-1
427		白河集古苑	白河市郭内1-73
428		中山義秀記念文学館	白河市大信町屋字沢田25
429		白河市大信ふるさと文化伝承館	白河市大信町屋字沢田25
430		泉崎資料館	西白河郡泉崎村大字北平山字南柳88-1
431		矢祭町歴史民俗資料館	東白川郡矢祭町大字東館字石田25
432		国指定名勝会津松平氏庭園	会津若松市花春町8-1
433		若松城天守閣	会津若松市追手町1-1
434		会津町方伝承館	会津若松市大町2-8-8
435		茶室麟閣	会津若松市追手町1-1
436		いなわしろ淡水魚館	耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸344-4
437		喜多方市郷土民俗館	喜多方市字柳原7503-1
438		喜多方蔵の里	喜多方市字押切2丁目109
439		喜多方市美術館	喜多方市押切2丁目2
440		喜多方市高郷郷土資料館	喜多方市高郷町上郷字天神後戊417
441		会津坂下町五浪美術記念館	河沼郡会津坂下町字台ノ下842

442		ほっとinやないづ縄文館	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙151-1
443		会津美里町新鶴民俗資料館	大沼郡会津美里町米田字堂ノ後甲149
444		三島町交流センター 山びこ	大沼郡三島町名入字諏訪ノ上418
445		からむし工芸博物館	大沼郡昭和村大字佐倉字上ノ原1
446		旧南会津郡役所	南会津郡南会津町田島字丸山甲4681
447		久川城資料館	南会津郡南会津町青柳字久川24
448		檜枝岐村歴史民俗資料館	南会津郡檜枝岐村字下ノ原887-2
449		奥会津博物館 南郷館	南会津郡南会津町界字川久保552
450		奥会津博物館 館岩館	南会津郡南会津町松戸原55
451		奥会津博物館 伊南館	南会津郡南会津町青柳字久川24
452		会津只見考古館	南会津郡只見町大字大倉字窪田33
453		只見町プラザセンター (ただみ・プラと川のミュージアム)	南会津郡只見町大字町下2590
454		河井継之助記念館	南会津郡只見町大字塩沢字上ノ台850-5
455		相馬市歴史民俗資料館	相馬市中村字大手先13
456		鹿島歴史民俗資料館	南相馬市鹿島区西町3-1
457		埴谷島尾記念文学資料館	南相馬市小高区本町二丁目89-1
458		葛尾村郷土文化保存伝習館	双葉郡葛尾村落合字落合11
459		双葉町歴史民俗資料館	双葉郡双葉町大字新山字本町27-1
460		大熊町民俗伝承館	双葉郡大熊町大字下野上字大野669-3
461		檜葉町歴史資料館	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-4
462		いわき市石炭・化石館	いわき市常磐湯本町向田3-1
463		いわき市勿来関文学歴史館	いわき市勿来町関田長沢6-1
464		いわき市アンモナイトセンター	いわき市大久町大字鶴房147-2
465		いわき市考古資料館	いわき市常磐湯本町手這50-1
466		いわき市立草野心平記念文学館	いわき市小川町高萩字下夕道1-39
467		いわき市草野心平生家	いわき市小川町上小川字植ノ内6-1
468		いわき市暮らしの伝承郷	いわき市鹿島町下矢田字散野14-16
469		霊山子どもの村	伊達市霊山町石田字宝司沢9-1
470		(有) 大桑原つつじ園	須賀川市大桑原字竹ノ花13
471		東北サファリパーク	二本松市沢倉1
472		(社) 福島県伝統産業会館	会津若松市大町1-7-3
473		会津酒造歴史館	会津若松市東栄町8-7
474		種徳美術館	伊達郡桑折町字陣屋12
475		御蔵入 細井家資料館	南会津郡南会津町静川字風下甲175
476		うるし美術博物館	喜多方市字東町4095
477		デコ屋敷資料館	郡山市西田町高柴字福内41
478		南湖神社宝物館	白河市菅生館2
479		木の博物館	東白川郡塙町大字伊香字松原160-13
480		喜多方蔵品美術館	喜多方市梅竹7294-4
481		フラワーワールド	白河市南湖59
482		大和川酒蔵北方風土館	喜多方市字寺町4761
483		会津葵シルクロード文明館	会津若松市追手町4-6
484		(株) エイトファーム三春ハーブガ-	田村郡三春町大字斉藤字仁井道126
485		リカちゃんキャッスル	田村郡小野町小野新町中通51-3
486		桐の博物館	喜多方市字押切南2-12
487		原郷のこけし群西田記念館	福島市荒井字横塚3-183
488		ふくしま森の科学体験センター	須賀川市虹の台100
489		富岡町歴史民俗資料館	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
490		古殿町郷土文化保存伝習施設	石川郡古殿町大字松川字横川235
491		あぶくま高原美術館	東白川郡塙町大字那倉字吉元86-1
492	青少年教育施設	福島県青少年会館	福島市黒岩字田部屋53-5
493		社会教育館「こぶし荘」	福島市町庭坂字砥石山40-13
494		社会教育館「立子山自然の家」	福島市立子山字金井作1
495		福島市勤労青少年ホーム	福島市入江町1-1
496		福島市子どもの夢を育む施設	福島市早稲町1-1
497		二本松青年の家	二本松市榎戸1-92
498		二本松市二本松勤労青少年ホーム	二本松市榎戸1-92
499		二本松市安達勤労青少年ホーム	二本松市油井字濡石3-1
500		本宮市勤労青少年ホーム	本宮市字矢来39-1
501		郡山市青少年会館	郡山市大槻町字漆棒82
502		郡山市少年湖畔の村	郡山市湖南町横沢字村西112
503		郡山市勤労青少年ホーム	郡山市麓山1丁目8-4
504		須賀川市市民の森	須賀川市塩田字音森20
505		須賀川市勤労青少年ホーム	須賀川市和田字柏崎44
506		須賀川市ふれあいセンター	須賀川市長祿町79
507		鏡石町勤労青少年ホーム	岩瀬郡鏡石町中央59
508		鏡石町ふれあいの森公園	岩瀬郡鏡石町小栗山71
509		三春町児童生活センター	田村郡三春町大字大町7番1号
510		田村市船引児童館	田村市船引町船引字石田151
511		小野町勤労青少年ホーム	田村郡小野町大字小野新町字中通2
512		石川町勤労青少年ホーム	石川郡石川町当町418-1
513		聖ヶ岩ふるさとの森	白河市大信限戸字限戸国有限57及び59林班地
514		会津若松市少年の家	会津若松市城東町15-62
515		会津若松市勤労青少年ホーム	会津若松市城東町14-52

516		喜多方市勤労青少年ホーム	喜多方市字舞台田3119-1
517		喜多方市青少年研修センター「わら	喜多方市熱塩加納町加納字村前乙549
518		びわ沢原森林公園	耶麻郡猪苗代町字琵琶沢原7095
519		三島町生涯学習センター森の校舎カタクリ	大沼郡三島町西方字上原3580
520		御蔵入の里 会津山村道場	南会津郡南会津町糸沢字西沢山3692-20
521		野外活動施設（開墾小屋）	南会津郡南会津町多々石字多々石入872-216
522		南会津針生青少年旅行村	南会津郡南会津町針生字宮ノ下1734-1
523		南相馬市勤労青少年ホーム	南相馬市原町区三島町2-45
524		新地町勤労青少年ホーム	新地町大字福田字中里15-1
525		南相馬市鹿島B&G海洋センター	南相馬市鹿島区烏崎字牛島3
526		双葉町青年婦人会館	双葉郡双葉町長塚字谷沢町56
527		グリーンフィールド富岡	双葉郡富岡町小浜304
528		富岡町合宿センター	双葉郡富岡町小浜343
529		檜葉町サイクリングターミナル展望	双葉郡檜葉町北田字上ノ原27-29
530		いわき市勿来勤労青少年ホーム	いわき市金山町朝日台1
531		羽鳥湖畔オートキャンプ場	岩瀬郡天栄村羽鳥字芝草2-4
532		矢祭山友情の森	東白川郡矢祭町大字山下字下河原1-1
533		只見町青少年旅行村いこいの森	南会津郡只見町只見字向山2832-2
534		高清水自然公園	南会津郡南会津町界字長地沢口4298-12
535		財団法人小野田自然塾	東京都中央区佃1-10-5
536		越谷市立あだたら高原少年自然の家	二本松市大字永田字長坂国有林14林班
537		羽生市立あだたら高原少年自然の家	二本松市永田字長坂国有林14林班之小班
538		葛飾区立あだたら高原学園	二本松市永田字長坂国有林14林班
539		中野区常葉少年自然の家	田村市常葉町山根字鰯5-29
540		朝霞市立猪苗代湖自然の家	会津若松市湊町大字赤井字戸ノ口53
541		さいたま市立館岩少年自然の家	南会津郡南会津町宮里字向山2847-1
542		SYDばんだい ふれあいびあ	耶麻郡北塩原村桧原字南黄連沢山1157-192
543	文化施設	福島県文化センター	福島市春日町5-54
544		福島市音楽堂	福島市入江町1-1
545		福島市飯坂温泉観光会館(パルセいいざか)	福島市飯坂町字筑前27-1
546		福島市公会堂	福島市松木町1-7
547		(財)福島県教育会館	福島市上浜町10-38
548		福島テルサ	福島市上町4-25
549		伊達市ふるさと会館	伊達市前川原63
550		国見町観月台文化センター	伊達郡国見町大字藤田字観月台15
551		二本松市民会館	二本松市榎戸1-92
552		サンライズもとみや	本宮市本宮字矢来39-4
553		しらさわカルチャーセンター	本宮市和田字牛ヶ平272-3
554		二本松市東和文化センター	二本松市針道字上台132
555		郡山市民文化センター	郡山市堤下町1-2
556		郡山ユラックス熱海	郡山市熱海町熱海2-148-2
557		須賀川市文化センター	須賀川市牛袋町11
558		田村市文化センター	田村市船引町船引字南元町29-2
559		白河市民会館	白河市手代町22-1
560		白河市文化センター	白河市中田140
561		矢吹町文化センター	西白河郡矢吹町一本木100-11
562		白河市東文化センター	白河市東釜子字狐内47
563		棚倉町文化センター「倉美館」	東白川郡棚倉町大字関口字一本松58
564		会津若松市文化センター	会津若松市城東町14-52
565		會津風雅堂	会津若松市城東町12-1
566		喜多方ブラザ文化センター	喜多方市字押切2-1
567		御蔵入交流館	南会津郡南会津町田島字宮本東22
568		下郷ふれあいセンター	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000
569		相馬市民会館	相馬市中村字北町63-3
570		南相馬市鹿島生涯学習センター	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1
571		南相馬市民文化会館(ゆめはっと)	南相馬市原町区本町2-28-1
572		大熊町文化センター	双葉郡大熊町大字熊字新町1
573		檜葉町コミュニティセンター	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-4
574		いわき市文化センター	いわき市平字堂根町1-4
575		いわき市芸術文化交流会館(アリオス)	いわき市平字三崎1-6
576		いわき市小名浜市民会館	いわき市小名浜字愛宕上6-1
577		いわき市勿来市民会館	いわき市錦町上川田21
578		いわき市常磐市民会館	いわき市常磐関船町作田1

裁判年月日 平成17年 9月14日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平16 (ワ) 3561号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容 文献番号 2005WLJPCA09140004

主 文

- 1 被告は、原告に対し、808万9100円及びこれに対する平成15年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その2を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 請求

被告は、原告に対し、2368万9100円及びこれに対する平成15年4月23日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告事務所を来訪した被告従業員が原告所有の珊瑚彫刻作品を一部破損したことを理由に、原告が被告に対し民法715条に基づく損害賠償として、2368万9100円及びこれに対する不法行為の日である平成15年4月23日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求する事案である。

1 前提事実

(1) 当事者等

原告は、珊瑚及び貴金属の加工及び販売等を目的とする会社であり、被告は、労働者派遣事業等を主たる目的とする会社である。

C（以下「本件従業員」という。）は、被告の従業員である。

((1)につき、争いのない事実)

(2) 本件作品

原告は、珊瑚美術彫刻作品である白鷺壁画（前川泰山作。以下「本件作品」という。）を所有している。

本件作品は、縦180センチメートル、横320センチメートルの壁面に、丁寧に色分けされた赤色珊瑚片を付着させて山並みと太陽の情景を描き、その前面に、体長平均30センチメートル程度の大きさの、白鷺が飛翔する姿の珊瑚彫刻9羽分を配した美術工芸品である。

本件作品は、頭書原告住所地所在の原告事務所玄関内側の壁に静止した状態で展示されており、玄関、本件作品の壁画及び後記本件事故により破損された白鷺等の位置関係は別紙1のとおりである。ただし、後記本件事故当時、本件作品には、これを保護するための覆いや、鑑賞者・通行人等の接近を制限する設備は設けられていなかった。

なお、後記本件事故以前である平成6年11月、本件作品中に並んでいる白鷺のうち左から3羽目の白鷺のくちばしが欠け、本件事故当時このくちばしは修復されていなかった。

(2)につき、争いのない事実、甲1の1ないし17、乙1ないし3、原告代表者本人、弁論の全趣旨)

(3) 本件事故

本件従業員は、平成15年4月23日、同じく被告従業員であるD（以下「訴外従業員」という。）と共に、被告の営業活動のために原告事務所を訪問したところ、誤って、本件作品中に並んでいる白鷺のうち右から1羽目の白鷺の首の部分と3羽目の白鷺の翼の部分を破損した（以下この事故を「本件事故」という。）。)

((3)につき、争いのない事実、甲1の5ないし17)

2 主要な争点

(1) 本件事故により被った原告の損害額

(2) 過失相殺

3 当事者の主張の骨子

(1) 争点(1)

ア 原告

本件事故により、原告は、以下の損害を被った。

(ア) 本件作品の破損修復費用 500万円

本件作品を修復する方法として最も適切な方法は、作者自身による修復であり、その費用として作者自身が見積もった費用が上記費用である。

(イ) 本件作品の評価損 1500万円

本件作品が原告側にとって思い入れのある作品であることや、上記評価損が珊瑚作品の専門家による評価であることを考慮すれば、合理性のある評価である。

(ウ) 本件作品修復のための輸送関係諸費用 123万5000円

(エ) 本件作品修復依頼及び修復作品引取のための出張旅費

30万4100円

(オ) 弁護士費用 215万円

原告が本件訴訟を弁護士に依頼したのは、被告が、本件作品を美術品として扱わず、損害額についても具体的な提案がないなど、誠意ある対応が全くなかったことによるものであり、本件事故と相当因果関係がある。

(カ) 合計 2368万9100円

イ 被告

(ア) 破損修復費用について

本件作品の修復方法は、破損した部分を接着すれば作者本人ではなくても十分に修復できるものであり、これと異なる前提に立つ原告の主張は争う。

(イ) 評価損について

本件作品は、本件事故発生前に破損していた箇所があり、その結果、作品としての価値は既に著しく損なわれていた。

また、上記破損箇所は、本件事故当時修復が施されておらず、厳重な保管もなされていなかったから、原告側にとって思い入れのある大事な愛蔵品であるとの主張は信用できない。

(ウ) 輸送関係諸費用について

前記(ア)の修復方法によれば、作者本人によらなくても修復は可能である。

(エ) 出張旅費について

原告主張の出張旅費には随行者の出張費が含まれており、過大である。

(オ) 弁護士費用について

本件事故当初から被告は誠意をもって対応してきたにもかかわらず、原告の提示する損害額が法外であったため、紛争が長引いているにすぎない。よって、弁護士費用は、本件事故と相当因果関係を有しない。

(2) 争点(2)

ア 被告

本件作品は、一見平面的でありながら突起があるものであり、視覚が惑わされやすいのであるから、本件作品の保管についてはショーケースに入れたり作品と通行者の間に距離を隔てる等の工夫もされていないなど、本件作品の保管において原告には過失が認められるから、過失相殺が相当である。

イ 原告

争う。本件事故現場は、原告従業員や宅配便業者が毎日通過しているが、本件事故に至るまで一度も本件作品の破損事故は起きていない、また、作品と通行者との間には十分な広さがある。よって、本件作品の保管に関する原告の過失は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実に加え、争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められ、これを覆すに足る証拠はない。

(1) 原告事務所の状況

原告は、本件事故当時、本件作品が置かれた原告事務所で、主として事務作業及び商品の搬入が行われていた。

原告は、ビルの5階にある本件事務所の他に、同じビルの3階にもショールームを有しており、本件作品は、平成9年11月25日、原告事務所が上記ショールームから5階に移転したことに伴い移動されたものである。原告が、このように本件作品をショールームから事務所に移転させたのは、本件作品が日本有数の珊瑚美術彫刻家の制作にかかる大作であり、原告事務所の玄関に飾ることにより取引先にアピールし、信用を増すことになると考えたためである。

上記移動後、本件作品は、原告事務所入口ドアから約95センチメートル奥の右側の壁面（厳密な位置は別紙1のとおり。）に接して設置され、原告事務所ドアから原告事務所内に入る者からみて容易にその位置及び形状を確認できる状況であった。

なお、本件作品が原告事務所に置かれてから本件事故までの間に約5年半が経過し、その間、原告従業員や取引先の者多数が本件作品の前を通過しているが、一度も本件作品を破損する事故は生じていない。

((1)につき、甲1、14、乙6、原告代表者。これに対し、被告は、本件作品は、一見平面的でありながら突起があるものであり、視覚が惑わされやすい旨主張するが、証拠〔甲1の1ないし4及び乙3添付の各写真〕に照らし、採用できない。)

(2) 本件事故に至る経緯

本件従業員は、本件事故があった平成15年4月当時、被告東京支店において勤務しており、人材派遣スタッフがいる企業先への訪問及び新規取引先に対する飛び込みの営業をその職務としていた。

本件従業員は、本件事故当日、新人である訴外従業員を同行して、原告営業所を初めて訪問した。ただし、原告は、本件事故当時、人材派遣による従業員を雇用する予定は全くなく、本件従業員の訪問を要請したり許諾したことはなかった。

本件従業員は、原告事務所入口ドアをノックして内部に声をかけたところ、反応がなかったため、訴外従業員と共にいったん原告事務所内に入室し、別紙2の直線に沿って〈1〉（左側のもの）まで移動した。本件従業員は、〈1〉（前同）でもう一度原告側に声をかけたが反応がなかったため、さらに、同図面〈2〉（左側のもの）に移動した。もう一度声をかけたところ、原告代表者が応対した。

本件従業員は、名刺を渡して自己紹介をした後に、人材派遣業の営業に来た旨告げたが、原告代表者が全く必要がないと言ったため、パンフレットを渡し、同図面〈3〉に移動した。ところが、その際、本件従業員は、本件作品の存在に気付かなかったため、本件作品の白鷺の部分に接触し、もって本件事故を引き起こした。

(2)につき、前提事実、証人片岡、原告代表者、弁論の全趣旨)

2 争点(1)に対する判断

(1) 上記認定事実によれば、本件従業員は、訪問を許諾されたわけではない初めての訪問先である原告事務所においてはその備品等を破損しないよう注意深く行動をすべきであったのにこれを怠った過失があり、その過失に基づいて本件事故を惹起し、被告の事業の執行につき原告に損害を与えたと認められるから、被告は、原告に対し、民法715条に基づく損害賠償責任を負うことは明らかである。そこで、以下、原告の損害額について検討する。

(2) 破損修理費用 500万円

証拠(甲4、13)によれば、本件作品の作者は、本件作品の修復に要する費用として、破損した白鷺2羽分(補完材含む。)の修理費180万円が、背景清掃修復の費用320万円が、それぞれ必要と判断して修理費用を見積もり、甲13(「白鷺壁画鑑定評価意見書」と題する書面)の作成者も、本件作品は美術工芸品であるところ、破損した白鷺2羽を修復したのみでは他の白鷺や背景部分との色合いが異なってしまう結果が生ずるため、背景部分等の清掃及び修理修復も必然的に必要となることなどを理由に上記作者の判断を正当と考えていることが認められる。よって、破損修理費用相当額の損害として500万円を認めるのが相当である。

これに対し、被告は、破損修理費用はより低額である旨主張し、確かに乙3(「美術鑑定評価書」と題する書面)及び乙5(意見書)によれば、破損修理費用は75ないし100万円が相当との記載がある。しかし、乙3についてその評価の理由を説明している乙5は、本件事故によって首部が破損した白鷺(右から1羽目の白鷺)が本件事故以前既に破損していたことを前提に破損修理費用を算定しているところ、証拠(乙1添付の写真及びこれに付された説明)によれば上記白鷺は本件事故以前には破損していなかったことが認められ、乙3及び乙5はその評価の前提となる事実と誤りがあることからすれば、結局、乙3及び乙5の記載中破損修理費用に関する部分は採用できない。

(3) 本件作品の評価損 80万円

前記前提事実及び証拠(甲12、13、乙3)によれば、本件作品の作者は、珊瑚を使用した美術工芸品の分野では第一人者であること、本件作品の白鷺の部分に使用された珊瑚はミッドウェイ海域で採取された珊瑚を原材料とするところ、珊瑚の採取量は年々低下し、特に、ミッドウェイ海域では昭和62年以降珊瑚の採取が禁止されているのであって、まったく同一の白鷺を作成することは困難と推認されること、翼が折れた白鷺の修復方法として同種の鷺を制作する方法によっても、他の鷺との色合いが若干異なることは免れないこと、他方で、本件事故当時、本件作品には覆い等はかけられないまま多数の人が出入りする原告事務所に置かれており、その保管方法から見て相応の汚れがあったと推認されることや、本件事故当時、本件作品中の白鷺のうち1羽のくちばしの部分が既に破損しており美術工芸品としての価値も完成品の状態に比べて大幅に減少していると推認されること、前記(2)のとおり、本件作品の破損修理費用としては原告の主張を全額認めているのであってその修理により相当程度評価損は回復すると予想されること、を考慮すれば、本件事故による本件作品の評価損は、乙3の評価額中、上記修復方法(同種の白鷺を制作する方法)を採用した場合の価額である80万円と判断するのが相当である。

これに対し、原告は、本件作品の評価損はより高額であると主張し、その証拠として甲12、13を提出する。しかし、同各書証記載の評価損は、その算定過程において、専ら原材料が高額であることや作者が美術工芸家として第一人者であることのみを強調し、本件事故当時の本件作品の保管方法や破損状況を何ら考慮していないものであるから、その推論過程に疑問があり、採用できない。また、原告は、本件作品が原告側にとって思い入れのある作品である旨主張するが、かかる事情を考慮しても、前記説示を左右するものではないというべきである。

他方で、乙5には、本件事故による本件作品の評価損は生じない旨の記載も存在するが、上記評価は、原告が本件作品を無償で譲り受けていることを重要な前提事実としてなされているところ、証拠(原告代表者)によれば、原告は本件作品を有償で取得したとの事実が認められるから、

上記乙5の記載は前提事実に誤りがあり、採用できない。

(4) 輸送関係諸費用 123万5000円

証拠(甲6、7、乙5)によれば、本件作品修復のため、高知県所在の本件作品の作者の工房への輸送費用往復分として、合計123万5000円を要すると認められる。

これに対し、被告は、本件作品の修復は、破損した部分の接着で足りるから、作者本人によらなくても修復可能である旨主張するが、証拠(甲13、原告代表者)によれば、本件作品中翼の破損した白鷺は、破損した部分を接着しただけでは接着部分の色合いが本体と異なるため再制作が必要であるとの事実が認められるから、採用できない。

(5) 出張旅費 30万4100円

証拠(甲8、9、乙5)によれば、本件作品修復を作者に依頼するための費用往復分として、合計30万4100円を要すると認められる。

これに対し、被告は、原告主張の出張旅費には随行者の出張費が含まれており、過大である旨主張するが、被告自身が書証として提出する乙5にも、上記費用は修理修復には必要な経費として容認できる旨記載されているから、上記主張は採用できない。

(6) 弁護士費用 75万円

原告は、本件訴訟提起追行を訴訟代理人弁護士に委任したところ、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、前記(2)ないし(5)の合計額の約1割である75万円であると認めるのが相当である。

これに対し、被告は、弁護士費用は、本件事故と相当因果関係を有しない旨主張するが、本件訴訟は珊瑚を使用した美術工芸品の評価という困難な問題を争点とする訴訟であって、被告が損害額を争っている状況の下で原告が適切な金額の損害賠償を受けるためには法律専門家の助言及び訴訟追行が必要不可欠であると認められるから、上記被告の主張は採用できない。

3 争点(2)に対する判断

(1) 前記認定事実によれば、本件事故についての原告側の過失を認めることはできず、過失相殺による損害賠償額の減額も認められない。

(2) これに対し、被告は、本件作品の保管において原告には過失が認められる旨主張する。しかし、前記認定事実によれば、原告事務所内の本件作品の位置関係は別紙1のとおりであって、原告事務所訪問者は本件作品に接触しないように歩行することは十分に可能である。そればかりか、本件作品は、原告事務所入口ドアを開ければ容易に視認できる位置に静止した状態で設置されており、本件事故に至るまでの5年半の間、同種の事故は発生していないというのであるから、原告側が本件作品の設置に関してさらに何らかの積極的措置を取らない限り原告に過失があるとするのは原告に過大な要求である(換言すれば、仮に本件で原告に過失があると判断すれば、事務所を有する企業は、いつ来訪するかわからない者の軽率な行動による損害を防ぐために、備品を保護する措置を常に講じていなければならないことになりかねない。)とともに、本件従業員が原告事務所の備品等の設置位置及び自己の行動についてごくわずかな注意を払えば本件事故は発生していなかったと認められる。そうすると、原告において、本件作品をショーケースに入れたり作品と通行者の間に距離を隔てる等の措置を取らなかったとしても、それをもって直ちに原告側に過失があるとはいえない。よって、被告の上記主張は採用できない。

4 以上の説示に反する当事者双方の主張はいずれも採用できない。

5 結論

以上によれば、原告の請求は主文掲記の限度で理由がある。

(裁判官 闡述之)

原発事故の影響で中止・延期等となった主な事例

■調査概要

各都道府県文化施設担当課並びに芸術関係団体に向けて、原子力損害賠償に係る調査を依頼（依頼期間：平成23年6月3日～6月13日）
下記事例は、上記調査から抜粋した内容である。

【文化施設】

N0.	被害区分	事例	根拠	積算
1	風評被害	風評被害によるコンサート等の中止に伴う、施設使用料及び入場料の減収	文化センターは警戒区域、緊急時避難準備区域内には含まれておらず、放射線モニタリング測定値についても各区域内に隣接する地域と比較してそれほど高くはないものの、市内の一部が両区域にあるため、風評被害により公演がキャンセルされたと考えられる。	公演に使用する施設・設備使用料（貸館） 入場料（自主公演）
2	風評被害	貸館事業のキャンセル及びキャンセルが続いたことによる貸館業務一時休止による使用料の減収	貸館事業の出演者が市在住の市民であり、この中には警戒区域、緊急時避難区域の住民が含まれており、避難している住民もいて所在が確認できない又は遠隔地にいる等の理由により主催者から開催出来ない旨の連絡が入った。このようなことから、施設使用が皆無になった。	過去3年分の同時期施設・設備使用料の平均金額
3	営業損害	公演を予定していた施設の地域が警戒区域に指定されたことによる公演の中止	警戒区域である福島第一原発から20キロ圏内。	公演に係る経費（出演料、交通費等）
4	風評被害	日本への渡航制限措置が出されたことによる海外アーティストの来日中止に伴う主催事業の中止	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	チケット販売手数料（見込み） 広告掲載料
5	風評被害	ドイツ、フランス、ノルウェー、スロヴェニア、ルーマニア等の演奏家が各政府から日本への渡航自粛勧告を受ける等の理由により来日できなくなったことによる公演の中止	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	公演中止案内発送代 チケット販売手数料
6	風評被害	7月開催の公演に出演予定であったドイツの楽団メンバー8人のうち3人が原発事故の影響を理由に来日をキャンセル。キャンセルをしたアーティストに焦点をあてたプログラムであったため、公演を中止。	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	パンフレット制作費 チケット発券手数料 チケット払戻手数料

原発事故の影響で中止・延期等となった主な事例

■調査概要

各都道府県文化施設担当課並びに芸術関係団体に向けて、原子力損害賠償に係る調査を依頼（依頼期間：平成23年6月3日～6月13日）下記事例は、上記調査から抜粋した内容である。

【文化施設】

N0.	被害区分	事例	根拠	積算
7	風評被害	日本への渡航制限措置が出されたことによる海外アーティストの来日中止に伴う貸館事業の中止	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	ホール及びリハーサル室使用料
8	風評被害、営業していないと受け取れない補助金等との関係	国際児童青少年演劇フェスティバルに出演予定だった海外の団体が来日を中止したことによるプログラム、会場等の大幅な変更	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	国内ツアーコーディネート料 内定していた助成金の不支給分
9	風評被害	ウイーン少年合唱団の子どもたちへの影響を懸念し、来日公演が中止	プロモーターがHPIに掲載した公演中止のお知らせ	チラシ・ポスター印刷代 チケット払戻金及び払戻し案内（通信運搬費） 払戻金面替手数料 口座振込手数料 公演中止を知らせる広告代、案内状送付等
10	風評被害	ドイツの管弦楽団が原発事故による健康不安のため来日を中止したことによる公演の中止	契約先から送られた文書に来日中止の原因が、原発事故による団員の精神的不安感であることが明記されていることによる	TVCM放映料、新聞等広告費、チラシ・ポスター印刷費、立て看板作成費、チケット販売委託費、舞台設営・託児等に從事する者への経費、払戻しに係る通信運搬費、増設電話代、払戻し等に係る通常業務外の人件費
11	風評被害	ブカレスト国立歌劇場の団員を招へいしたオペラ公演が、団員の来日拒否により公演中止	招へい元から送付された、原発事故の処理が適切になされるまでは団員が来日出来ない旨の通知	広告宣伝費、看板制作費、印刷製本費、通信運搬費、チケット販売・払戻手数料
12	風評被害	開催公演数の激減、チケット販売、鑑賞者の激減	福島第一原発から30キロ圏内の放射線管理区域であることによる	休職とした臨時職員の給与、解雇した派遣技師の給与等
13	風評被害	予定していた海外アーティストによる来日公演の中止	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等及びアーティスト側からのコメント	利用を見込んでいた施設使用料

原発事故の影響で中止・延期等となった主な事例

■調査概要

各都道府県文化施設担当課並びに芸術関係団体に向けて、原子力損害賠償に係る調査を依頼（依頼期間：平成23年6月3日～6月13日）
下記事例は、上記調査から抜粋した内容である。

【文化施設】

N0.	被害区分	事例	根拠	積算
14	風評被害	風評被害による公演の中止、補助金の対象となる公演の中止に伴う申請取り下げ	公演を予定していた海外アーティスト本国の渡航制限措置に関する通達、公演中止の理由が主催者が原発事故の影響により野菜の出荷制限を受けたことによること等	内定が見込まれた補助金 航空券キャンセル代、会場キャンセル代、チケット払戻手数料、公演準備にかかった経費、公演出演料
15	財物価値の減少又は喪失	避難区域の圏内にスタジオがあるが、現地での活動が皆無となっている	避難区域の圏内にスタジオがあるが、原発の影響により避難を余儀なくされている	例年見込まれる公演収入 使用できなくなった土地、スタジオ等の財物
16	財物価値の減少又は喪失	①原発立地地域にある文化施設の管理を委託されていたが、避難区域となり契約解除となった。 ②計画的避難地域にある文化施設の管理を委託されていたが、施設の貸出が中止となったため、契約解除となった	①管理を委託されていた文化施設が避難区域となったため。 ②文化施設の貸出が中止となった原因が計画的避難であるため。	各文化施設において契約していた管理委託費
17	風評被害	原発事故による公演内容の変更（指揮者の変更）	指揮者本人が原発事故の状況に不安を感じ、来日を中止した。	新たな指揮者を告知するための各種印刷物の作成代
18	風評被害	風評被害による海外アーティストの来日中止による公演内容の変更、中止	公演を予定していた期間内の渡航制限措置に関する通達等	会場費、広告宣伝費、キャンセル料、チケット払戻にかかる経費、代替出演者の斡旋代、出演料の差額、楽譜代、当初の収入見込額の減収
19	風評被害	大規模公演（オペラ）における主要キャストの変更	海外マネジメントからのメッセージ	キャスト変更に関する広告費用、変更に伴うお詫びサービス費用（有料販売予定のプログラムを無料進呈）、クレーム電話への対応費用

公演情報	
インタビュー	
レポート	
メディア情報	
キャスト表 & プログラム	
ムービー	
東京バレエ団	
マニョエル・ルグリの新しき世界 II	
バイエルン国立歌劇場	
シルヴィ・ギエム オン・ステージ2011	
Keyword(s)	検索

2011/03/25

■ フィレンツェ歌劇場日本公演 公演中止に伴うチケットの払い戻しについて(3/25追記)

2011年3月11日に発生した東北関東大震災により、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

3月15日付の最新情報でお知らせいたしましたとおり、フィレンツェ歌劇場2011年日本公演は、東北関東大震災の影響を受け、フィレンツェ市長から帰国命令が出されたため、3月16日(水)以降に予定しておりました下記の公演を中止させていただきます。公演を楽しみにお待ちいただいております皆様には、ご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

今回の公演中止に伴い、ご購入いただきました入場券の払い戻しについて、ご案内申し上げます。チケットのお取り扱いのご案内が遅くなりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

【フィレンツェ歌劇場中止公演】

- 3月16日(水) 18:00開演 「運命の力」 東京文化会館
- 3月17日(木) 18:30開演 「トスカ」 NHKホール
- 3月18日(金) 19:00開演 特別演奏会「レクイエム」 東京文化会館
- 3月19日(土) 15:00開演 「運命の力」 東京文化会館
- 3月20日(日) 15:00開演 「トスカ」 NHKホール
- 3月21日(祝) 15:00開演 「運命の力」 東京文化会館

また、3月13日(日)の「トスカ」、14日(月)「運命の力」は予定どおり上演いたしました。交通手段が断たれてしまったなどの理由により、劇場にいらっしゃることができなかったお客様の払い戻しにつきましても、ご案内申し上げます。

お客様には、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

●中止公演[3/16～3/21]の払い戻し手続き>>>

●3/13、14の公演にご来場いただけなかった方の払い戻し手続き>>>

●中止公演[3/16～3/21]の払い戻し手続き

◆NBSチケットセンターでご購入のお客様

【払戻受付期間】3月25日(金)～4月30日(土)

○NBSチケットセンターより、払い戻し手続きの詳細、「チケット払い戻し受付用紙」を3月24日(木)までに発送いたします。そちらをご確認のうえ、お手続きください。

※3/25追記

3月24日(木)、NBSチケットセンターでご購入いただいたすべての方へのご案内の送付が完了いたしました。郵便事情が悪いため、通常よりもお手元に届くのが遅くなると思いますが、到着次第、ご案内内容をご確認ください。

資料5－3

平成23年6月04日

「ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団」来日公演中止のお知らせ

株式会社ジャパン・アーツ
代表取締役社長 大内栄和

平素より、主催者の皆様には大変お世話になっております。

さて、今月6月21日から7月1日まで予定されておりました「ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団」来日公演は、東日本大震災の影響により、中止となりました。

3月11日の地震及びその後の原発事故発生後、4月末に現地を訪問し、同楽団の来日意思を確認した上であらゆる可能性を踏まえ、予定していた全10公演の実施にむけて最善を尽して準備を進めて参りました。しかし、依然として収束の見通しが立たない福島第一原子力発電所の危険性を考慮したドイツ政府からの渡航自粛勧告を受けて、同楽団が帰属するドレスデン市は、今回の来日に関して楽団員個人の意思を尊重するよう指導を出しました。

この情勢下、私たちはドレスデン市と話し合い、団員の精神的不安感を軽減するための様々な対応を協議してまいりましたが、原発事故以降の不安定な情勢が依然変わらず、また5月中旬のメルトダウン報道及び、5号機の冷却機能一部停止などが現地でも報道されたことで日本の報道に対する疑念が膨らみ、来日の意思に傾いていた団員にも大きな影響を与えました。滞在日程を大幅に短縮するなどの案を元に交渉が続けられましたが、来日を表明する団員が過半数に満たなかったため、やむなく日本ツアーを中止せざるをえない決断にいたった次第です。

以上、まずは書面にてご報告申し上げます。

コンサート情報
 Concert

 チケット購入
 Ticket

 会員について
 Japan Arts Pia

 所属アーティスト
 Japan Arts Artist

【公演中止のお知らせ】

日本公演を予定しておりました「ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団」は、東日本大震災の影響により、オーケストラが来日を断念いたしましたので、6月28日(火)、30日(木)にサントリーホールにて開催を予定しておりました公演をはじめ、ツアー全体を中止させていただきます。

3月11日の地震及びその後の原発事故発生後、弊社では4月末に現地を訪問し、同楽団の来日意思を確認、弊社HP上でも発表をさせていただきました。

また、その後もあらゆる可能性を踏まえ、予定していた全10公演の実施にむけて最善を尽して準備を進めて参りました。しかし、その後収束の見通しが立たない福島第一原子力発電所の危険性を考慮したドイツ政府からの渡航自粛勧告を受けて、同楽団が所属するドレスデン市は、今回の来日に関して楽団員個人の意思を尊重するよう指導を出しました。この情勢下、弊社はドレスデン市とも話し合い、団員の精神的不安感を軽減するための様々な対応を協議してまいりましたが、原発事故以降の不安定な情勢が依然変わらず、また5月中旬のメルトダウン報道及び、5号機の冷却機能一部停止などが現地でも報道されたことで日本の報道に対する疑念が膨らみ、来日の意思に傾いていた団員にも大きな影響を与えました。これによって来日を表明する団員が過半数に満たなかったため、楽団としても日本ツアーを中止せざるをえないという決断となり、弊社といたしましても大変遺憾ではございますが、来日中止を決定した次第です。

公演を楽しみにされていた皆様には、心よりお詫び申し上げますとともに、事情をご賢察いただき、何卒ご了承を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

払い戻し方法など詳しい情報はこちらよりご覧ください。

(2011年6月)
 株式会社ジャパン・アーツ
 代表取締役社長 大内栄和



※クリックするとPDFでご覧頂けます

誇り高き伝統。芳醇な響き。

チャイコフスキー・コンクールの覇者 実力派ソリストと奏でる渾身のドイツ・プロ
ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団

Dresdner Philharmonie

曲目 | チケット情報 | スケジュール | プロフィール

【日時】 2011年6月28日(火) 19時開演 サントリーホール
 7:00p.m. Tuesday, June 28, 2011, at Suntory Hall

2011年6月30日(木) 19時開演 サントリーホール
 7:00p.m. Thursday, June 30, 2011, at Suntory Hall

【出演】 ラファエル・フリーベック・デ・ブルゴス Rafael Frühbeck de Burgos
 (首席指揮者・芸術監督 / Principal Conductor and Artistic Director)

川久保 賜紀 Tamaki Kawakubo (ヴァイオリン / Violin) <6/28出演>

上原 彩子 Ayako Uehara (ピアノ / Piano) <6/30出演>

ドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団 Dresdner Philharmonie

【主催】 ジャパン・アーツ

【後援】 ドイツ連邦共和国大使館



日独交友150周年
 150 Jahre Freundschaft
 Deutschland - Japan

2011年 日本公演スケジュール

<日時>	<ホール>	<問合せ>
6月21日(火)	聖徳学園川並香順記念講堂 (学校公演:非公開)	主催:聖徳学園 マネージメント:菊池音楽事務所
6月23日(木)	武蔵野市民文化会館	武蔵野文化事業団 0422-54-2011
6月24日(金)	山口市民会館 大ホール ウェーバー: 序曲「魔弾の射手」 ベートーヴェン: ピアノ協奏曲第5番「皇帝」、交響曲第6番「田園」	やまぐち市民文化の会 083-923-1000
6月25日(土)	大阪 ザ・シンフォニーホール	ABCチケットセンター 06-6453-6000
6月27日(月)	東京文化会館	都民劇場 03-3572-4311
6月28日(火)	サントリーホール	ジャパン・アーツびあ 03-5774-3040
6月30日(木)	サントリーホール	ジャパン・アーツびあ 03-5774-3040



OPERA NAȚIONALĂ BUCUREȘTI

OPERA NAȚIONALĂ BUCUREȘTI		
REGISTRATURĂ		
Nr. ...	24.4.6	
2001	Luna ...	04 Ziua ... 20

Mr. Toshitake Nakamura

President Tempo Primo Japan Ltd.

Dear Sir,

We feel very sorry for the natural disaster in Japan and for the crisis at Fukushima nuclear power plants. We wish courage to all our Japanese friends. Our hearts are with you during the difficult times.

And on the one hand, Romanian people, unfortunately, have first-hand experience and knowledge of nuclear catastrophe, after Chernobyl disaster in 1986. It happened in the neighboring country and we suffered seriously from the nuclear accident.

We think that this is not the best time to visit Japan. The Japanese situation compel us to ask you about the postponing the tour until the nuclear power plants stop emitting radiation, when it will not expose our musicians to danger.

We hope that you understand our reasons and situation.

With best regards,

Catalin A. Ionescu

[Signature]
General Director
Bucharest National Opera

Mariana Colpos
OPERA NAȚIONALĂ BUCUREȘTI
Certificat în privința realității,
regulărilor și legalității
COLPOȘ MARIANA
Data ... Semnatura ...
Artistic Manager
Bucharest National Opera

Bd-ul M. Kogălniceanu, nr. 70-72, sector 5, București
Tel: centrală: 021.314.69.30
direct: 021.315.65.36
fax: 021.315.73.39
e-mail: office@operamb.ro
www.operamb.ro

株式会社 テンボプリモ
代表取締役 中村聡武様

ブカレスト国立歌劇場

証明書 No.2476

2011年4月20日

拝啓

今回の日本においての天災ならびに福島原子力発電所における事故について深い哀悼の意を表します。日本人皆様が困難に耐えられんことを祈ります。この大変な時に私たちの心は皆様と共にあります。

一方において、ルーマニア国民は不幸にも、1986年に発生したチェルノブイリ事故での直接的な被災者であり、原子力被災への恐怖もあります。周辺諸国で起きたことでもあり、私たちは原子力事故で甚大なる被害を受けました。

今回の訪日に関して未だ適切な時期にないと考えています。当劇場の団員を危険に曝すことを避けるため、原子力発電所が放射線を排出し終わるまで、予定されていた日本ツアーのキャンセルをせざるを得ません。

私たちの理由と状況をご理解いただけることを望みます。

敬具

Catalin A.Ionescu
ブカレスト国立歌劇場
総裁

Mariana Colpos
ブカレスト国立歌劇場
芸術監督

原発事故の影響で中止・延期等となった主な事例

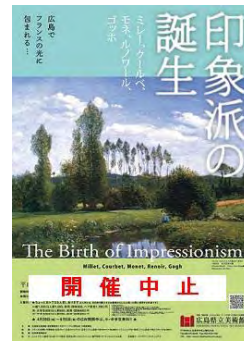
■調査概要

福島県内外の美術館・博物館に対して調査を実施。下記の事例は、上記調査から抜粋した内容である。

【社会教育施設】

被害区分	所在地	施設名	事例	根拠	積算
財産価値の減少又は喪失	福島県 福島市	福島県立美術館	館内外の放射線量を測定したところ、屋外の放射線量が高い状態であるので、来館者の安全を確保するための除染等を実施	放射線量測定結果	検査料と除染のための費用など
検査費用 (人・物)	福島県 福島市	福島県立美術館	企画展への展示予定作品の所有者であるアメリカ人が、原発事故により、作品の安全性を確認するために、館内外の放射線量を測定。なお開催時期については未定である。	放射線量測定結果	検査料費用、所有者との交渉費用など
風評被害	福島県 福島市	福島県立博物館	使用料(入館料)が過去3年度の平均と比べて減少。併せて、物品売払収入(図録販売代)が過去3年度の平均と比べて減少。	県内外からの来館者の減少。 使用料(入館料)17%減 物品売払収入(図録販売代)28%減	使用料(入館料)損害＝過去3年度平均-23年度 物品売払収入損害＝過去3年度平均-23年度
検査費用 (人・物)	福島県 いわき市	ふくしま海洋科学館	入館者の安全確保のため施設運営業務に放射線量検査業務の追加。また、釣った魚を食するためのイベントのために、放射線物質含有量を計測する業務の増	放射線量測定結果	検査のための人件費(労務費)、検査費用
廃業損害	福島県 田村市	田村市公民館	避難所となり、高熱水費及び電話料の増加 また、公民館としての施設利用の中止、使用料の減少	請求額の増加。使用禁止のための使用料の減	過去の実績との比較
風評被害	福島県 伊達市	霊山こどもの村 学びと遊びの ミュージアム	・入館者減による収入減 ・イベント中止によるキャンセル料 ・イベント中止による広告他の廃棄損害 ・放射線測定費用(人件費、検査費) ・出店業者への損害賠償 ・出店料の減収 ・職員の避難(退職)による欠員補充費用 ・除染費用(表土、芝入替等)	自主避難区域	
風評被害	東京都	三井記念美術館	原子力災害による米国美術館側の事情(放射線の危険性がある状況で作品を持ってくるのは難しいとの打診が美術館よりあったこと)で開催中止		人件費、ポスター、チケット印刷費
風評災害	山梨県 甲府市	山梨県立美術館	原子力災害の影響でフランス当局が日本への作品運送と学芸員の渡航を禁止したことか、開催は困難と判断し、延期		時期変更による入館者減 チケット・ポスターの刷り直し、アルバイト人件費による費用増

-印象派の誕生 ミレー、クールベ、モネ、ルノワール、ゴッホ- | 広島県立美術館 Hiroshima Prefectural Art Museum



【開催中止】

印象派の誕生
ミレー、クールベ、モネ、ルノワール、ゴッホ
【開催中止】

開館時間/

午前 9 時～午後 5 時【金曜日は午後 8 時まで】

(土曜日は午後 5 時まで)

※入館は閉館の 30 分前まで

休館日/

月曜日 (5 月 2 日は開館)

前売券販売所/

【販売を中止しました】

お買い求めいただいた前売券については、期間中 (3/24-5/29) に払い戻しを行いますので、お買い求めの販売所又は広島県立美術館総合受付 (1 階) へ前売券をご持参ください。

特別展「印象派の誕生」の開催中止について

来る 4 月 5 日から広島県立美術館において開催を予定しておりました特別展「印象派の誕生」は、東北地方太平洋沖地震の影響により急遽中止することとなりました。

東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故の影響により、出品作品全体の 60% を占めているフランスにおいて、日本に向けての全ての美術品輸出停止命令が発令され、現状では、美術展を構成することが出来なくなったためです。

本展覧会を楽しみにされていた方には、申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

開館時間/

9:00-17:00

土曜日は 17:00 閉館。

2011/04/01-2011/11/13 の金曜日は 20:00 まで開館。

2011/11/14-2012/03/31 の金曜日は 19:00 まで開館。

(入館は閉館の 30 分前まで)

休館日/

月曜日 (祝日・振替休日を除く)、年末年始

広島県立美術館 Hiroshima Prefectural Art Museum

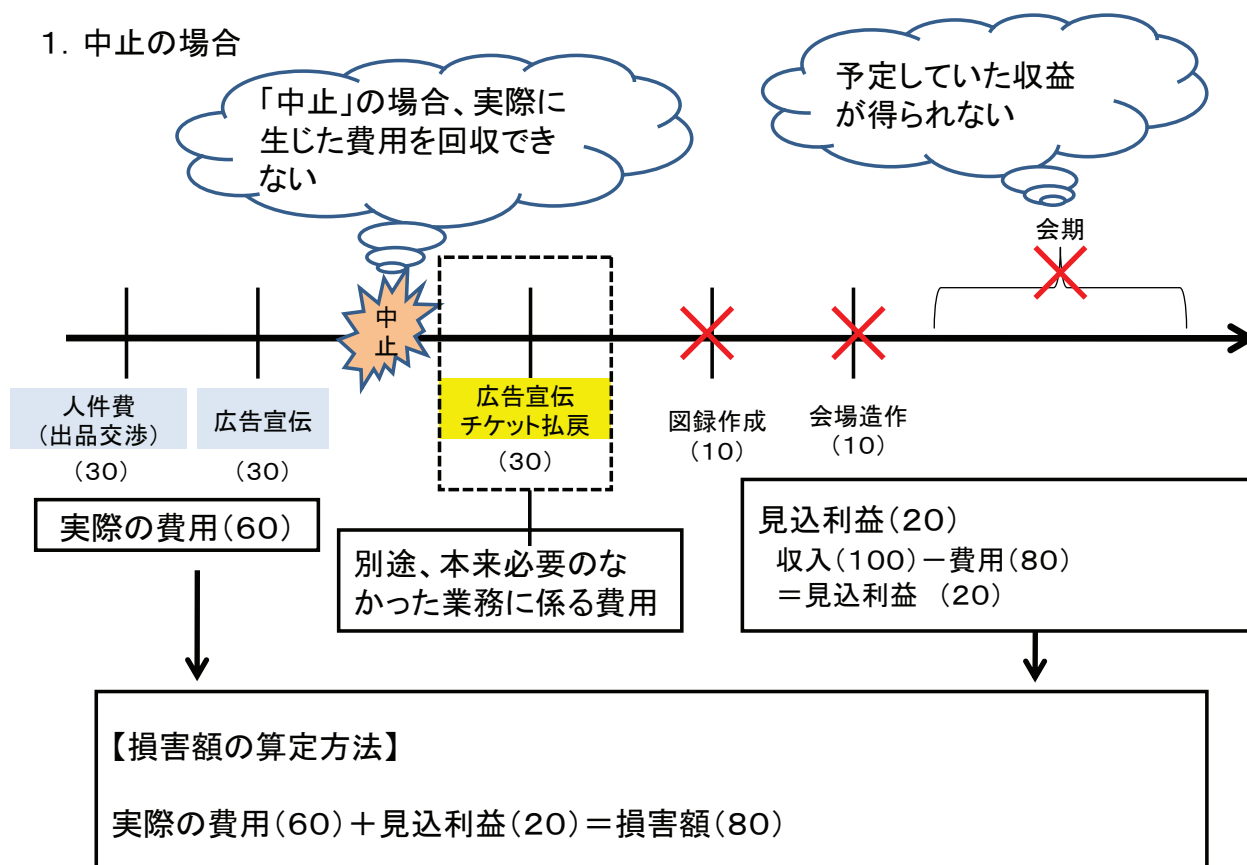
〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

Tel: (082) 221-6246 Fax: (082) 223-1444

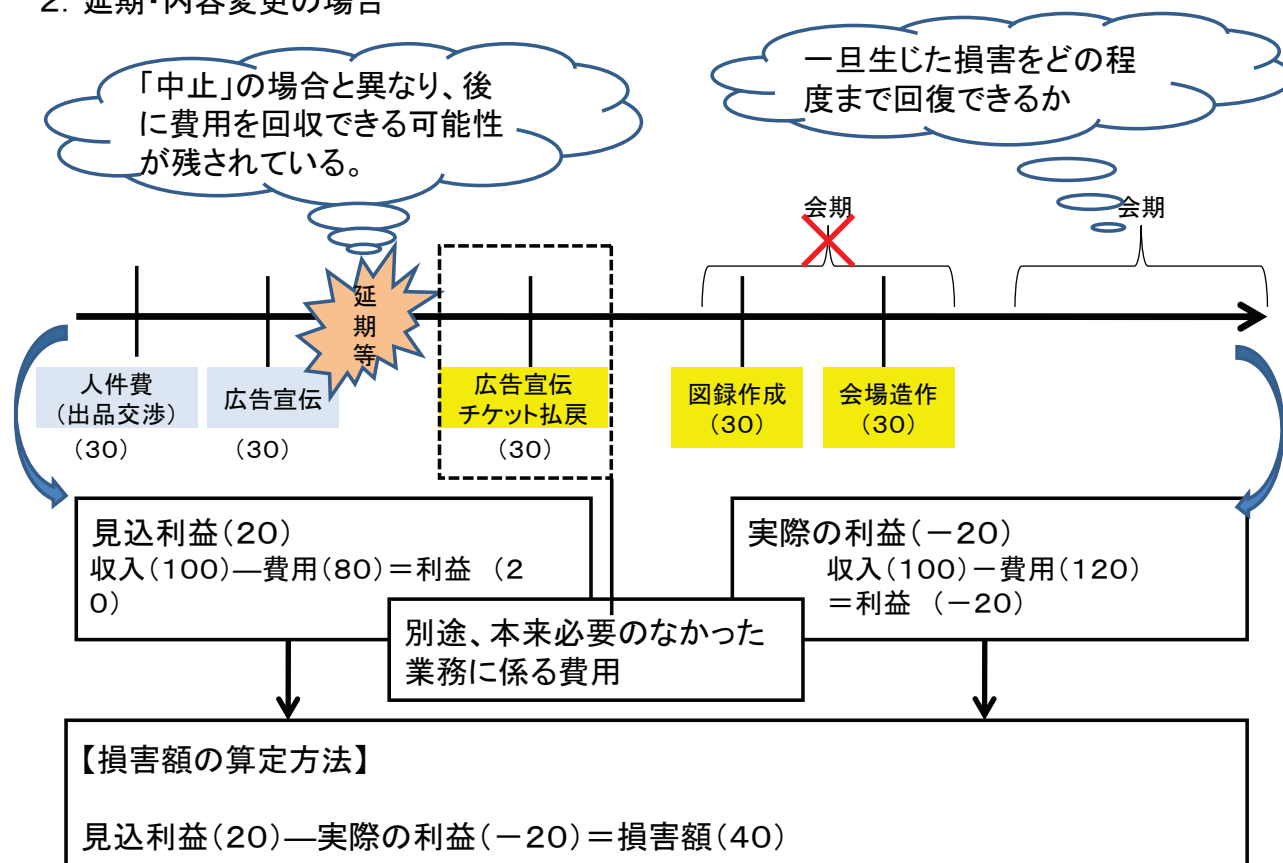
E-mail: iroeuma2@gmail.com

Copyright©Hiroshima Prefectural Art Museum. All Rights Reserved.

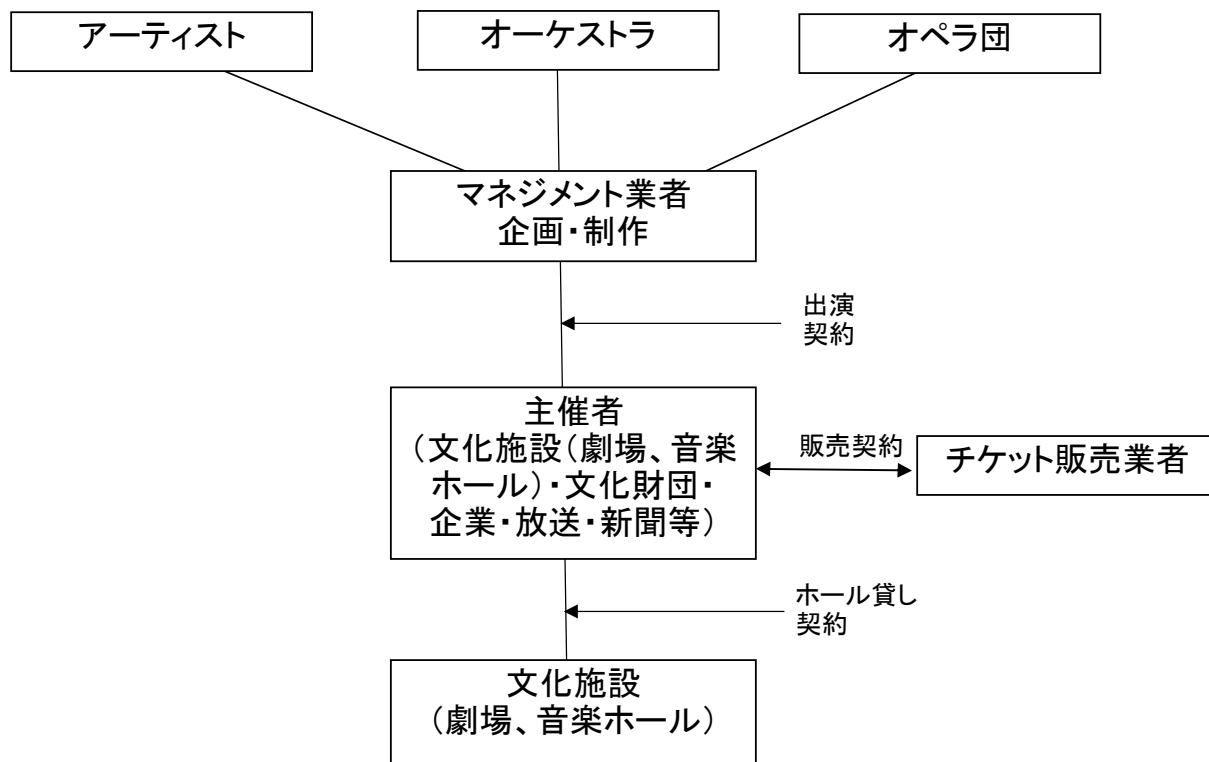
1. 中止の場合



2. 延期・内容変更の場合



クラシック音楽事業関連図



※ 貸し館コンサートの場合

文化施設が主催者となる場合（自主コンサート）は、施設の使用料は発生しない。

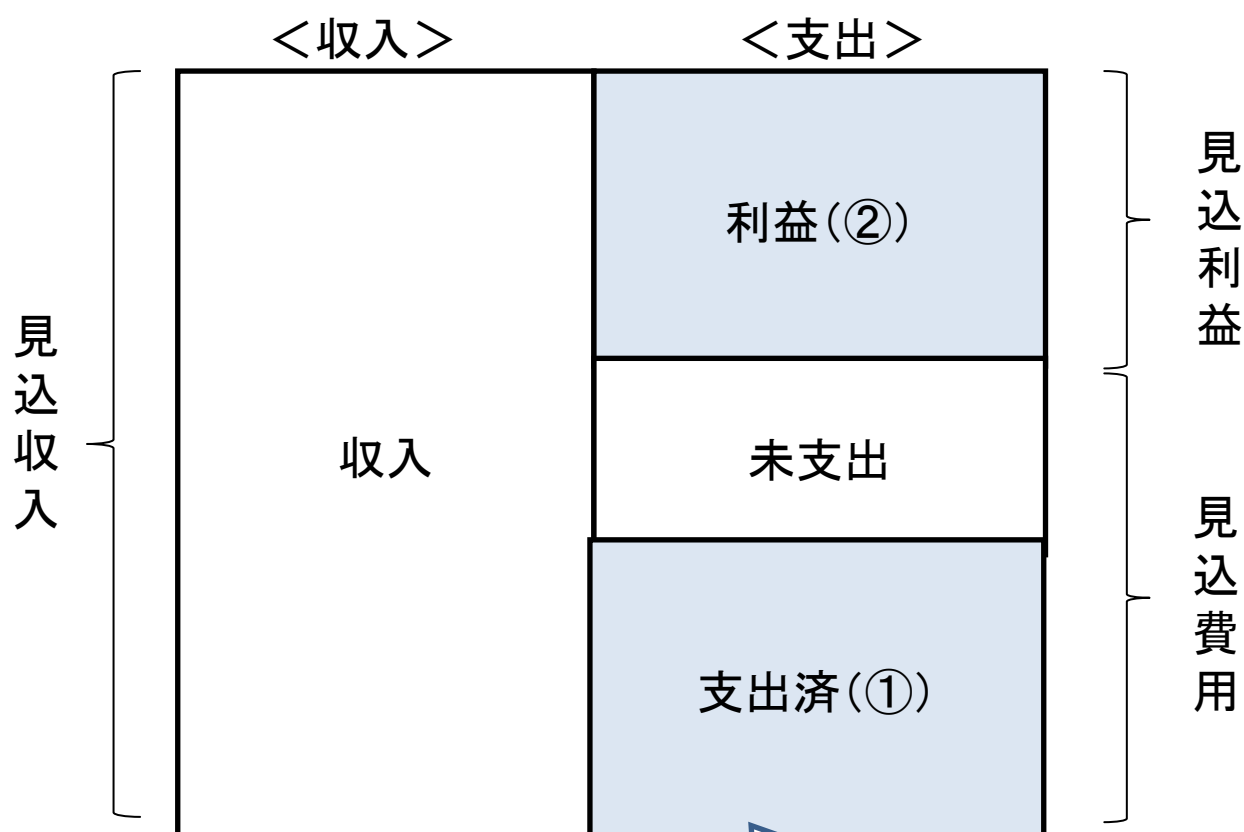
※（アーティストが所属する）マネジメント業者が主催者となる場合もある。

※特定のマネジメント業者に所属していない音楽家等は、主催者と直接契約を結ぶ場合もある。

(ア)公演等の中止による営業損害

【算定方法】

損害額＝「公演等の開催のために要した費用(①)」＋「本件事故に伴う公演等の中止がなければ得られたであろう利益(②)」

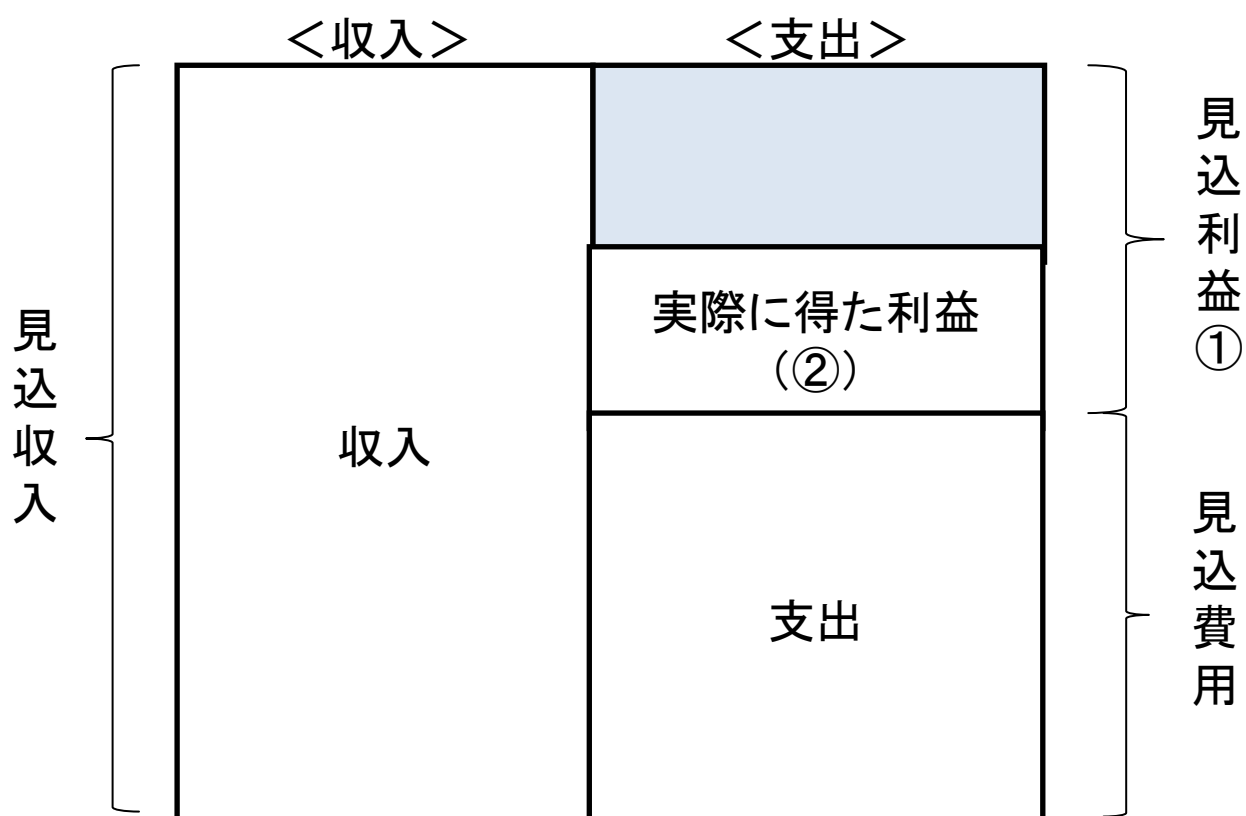


「音楽家等との出演交渉のための費用」、「コンサートホール使用料」、「会場の造作費」、「広告費用」など

(イ)公演等の延期による営業損害

【算定方法】

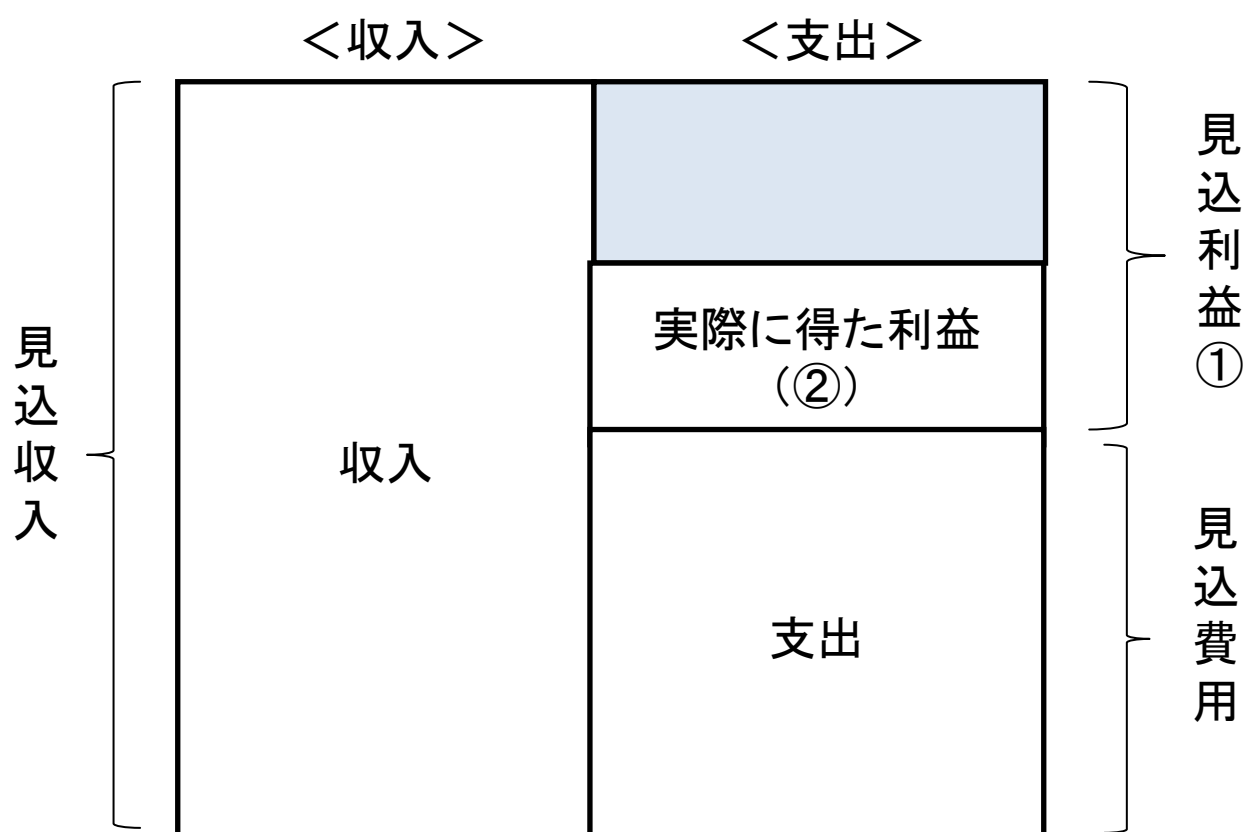
損害額＝「本件事故に伴う公演等の延期がなければ得られたであろう利益(①)」－「延期後に実際に得た利益(②)」



(ウ)公演等の内容変更による営業損害

【算定方法】

損害額＝「本件事故に伴う公演等の内容変更がなければ得られたであろう利益(①)」－「内容変更後に実際に得た利益(②)」



(エ)チケットの払い戻し業務等の本来必要でなかった業務に係る損害

【算定方法】

損害額＝本来必要のなかった業務に係る費用



「公演等の中止等をチケット購入者に知らせるための広報費用」、「チケットの払い戻し費用」、「会場、航空券等のキャンセル料」など

